

# 春秋公羊經傳解詁譯稿（二）

〔桓公元年～莊公十年〕

岩 本 憲 司

## 要 旨

本稿は、何休『春秋公羊經傳解詁』の日本語譯である。譯出作業はかなり進んでいるが、紙面の都合で、今回はとりあえず、前回〔隱公の部分〕にひきつづいて、桓公元年から莊公十年までを掲載する。以後、數年にわたって連載する豫定である。なお、本稿は、一九九〇年度高橋産業經濟研究財團研究助成費による研究成果の一部である。

## 凡例

一、底本には、便宜を第一に考えて、嘉慶二十年江西南昌府學開雕の阮刻十三經注疏本〔臺灣藝文圖書館影印〕を用いた。

一、本稿の目的はただ一つ、『解詁』の論理に筋を通すことにある。したがって、所謂譯注の類〔校勘、訓詁名物、出典等〕は、必要最小限に止めた。

一、本稿の體裁は、以下のごとくである。

經 原文

傳 原文

④ 『解詁』の譯文〔紙面の都合で、原文は省いた。〕

⑤ 所謂譯注の類

一、各種記號は、常識的に用いた。ただし、次の二つは、説明を要する。

( ) ……譯者の補足であつて、この部分をとばして讀んでも、意味は通じる。

〔 〕 ……言いかえ、解説等である。

團繼弑君不言即位 此其言即位何

④ 莊公には「即位」を言っていないから。

團如其意也

④ 君を弑してまで即位しようとしたから、その意志どおりに書いて、その惡を著わしたのである。直言するけれども、すべてをあらわにはせず、諱むけれども、完全にはかくさない、のである。桓公は本來、(身分が) 貴く(君として) 立つべきであるのに、篡奪であるとするわけは、隱公が立ったのはかりだとしても、桓公は(すでに) 北面して、隱公に君事した、からである。「即」は就「つく」である。まず宗廟に詣で、祖を繼ぐことを明らかにし、ひきかえして朝に行き、君臣の位を正し、事がおわると凶服にもどる、のである。

④ 傳注の「直而不顯 諱而不盈」については、『春秋繁露』楚莊王篇に「於外道而不顯 於内諱而不隱」とあるのを参照。また、僖公二十三年の傳文に「盈乎諱也」とあるのも参照。

經三月公會鄭伯于垂

④ 桓公の會にいづれもみな月をいうのは、危んでである。桓公は、賢君を弑し、慈兄から(位を) 篡奪し、勝手に朝宿の邑を交換した。(つまり) 王を無視して行動し、仁義の心がなかったから、人と接すれば、危険がある。だから、臣子のために心配するのである。もどったことをいわないのは、下で「王」をとり去ることによっては、ただ王を無視したことを示せるだけで、王を無視した罪の深淺は示せないから、

〔桓公元年〕

經元年春王正月公即位

さらにまた(ここで) 臣子の立場からの言い方をやめ、誅する表現を完成させたのである。

附注の後半については、二年の注に「凡致者 臣子喜其君父脫危而至」とあるのを参照。

經鄭伯以璧假許田

團其言以璧假之何

④實際に假りたのなら、璧をもってゆくはずはない、から。

附穀梁傳文に「假不言以 言以 非假也」とあるのを参照。

團易之也 易之 則其言假之何

爲恭也

④恭孫ない方をして、しばらく借りたという表現のようにしたのである。

團曷爲爲恭

④邑を取った場合、恭敬ない方はしない、から。

團有天子存 則諸侯不得專地也

許田者何

④地はすべて勝手に出来ないのに、ここだけ恭敬ない方をしているため、普通の邑ではないのではないかと疑った。だから、さらにたずねたのである。

團魯朝宿之邑也

諸侯時朝乎天子 天子之郊諸侯皆有朝宿之邑焉

④「時朝」とは、四時に順って朝するのである。臣子「諸侯」の氣持ち

からすれば、(王者に) あさに朝し「まみえ」、ゆうべに夕し「まみえ」たいと思うにきまっているが、王者と諸侯とは政治を分擔しているため、(諸侯は、いつも) 自分自身で朝する、というわけにはゆかない。だから、(諸侯は) 即位すると、次の年に大夫に小聘させ、三年目に上卿に大聘させ、四年目にまた大夫に小聘させ、五年目に(自分で) 朝するのである。王者も、天下の歡心を得て、先王に事えることを責ぶから、(諸侯は、朝に) 因んで(王者の) 祭を助け、自分の職務を報告するのである。それ故に、四方の諸侯を分けて五部とし、部ごとに四輩があり、輩ごとに一時をつかさどるのである。『孝經』に「天下のすべての諸侯は各々、その職務にしたがって来て祭を助けた」[「聖治章」]とあり、『尚書』に「君主たちは、四時に順って(帝に) 朝した。(その際、君主たちは) 口頭で報告をし、(帝は) 報告どおりの功績があったかどうかよく調べ、確かに功績があれば、車服を與えた」[「堯典」]とある。「宿」は、あらかじめ誠め、という意味の言葉である。「夙」に通じ、また「肅」に通じる。昔、天子は、邦畿が千里(四方)、遠郊が五百里(四方)であり、諸侯は、遠郊に到着すると、すぐには入らず、必ず、そのまえに到着を(天子に) 告げた。(これは) ちょうど、他國に行つて國境に到達すると、塗「みち」を假りた、のと同じであり、いづれもみな、(禍を) 未然に防ぎ、上に事える敬(心)を謹しむため(の手立て)である。王者も、諸侯がはるばる來朝したということで、殷勤の禮を加えて接するのであるが、

到着を告げにしている間、(諸侯には)止まっている場所が必要であるから、遠郊で邑を與えたのである。(この邑は)實際は天子の土地であるから、諸侯は勝手には出来ない。桓公は、天子を尊んでこれに事える氣持がなくて、勝手に朝宿の邑を鄭に與え、(天子に)背叛して誅すべきであるから、深く諱んで、しばらく假りた、かのようにしたのである。「假」(だけ)を擧げて重大視することはせず、さらに上の「會」をも擧げているのは、諱んで「許田」と言おうとするため、「會」を擧げなければ、魯から假りたことを示せない、からである。

〔附〕注の「故即位比年云云」については、『禮記』王制篇に「諸侯之於天子也 比年一小聘 三年一大聘 五年一朝」とあるのを参照。

注の「得天下之歡心以事其先王」については、『孝經』孝治章に「得萬國之歡心以事其先王」とある。

なお、注の「爲告至之須」の「須」は、按勘記に従って、「頃」に改める。

〔團〕此魯朝宿之邑也 則曷爲謂之許田 諱取周田也 諱取周田 則曷爲謂之許田 繫之許也 曷爲繫之許 近許也 此邑也 其稱田何 田多邑少稱田 邑多田少稱邑

〔注〕兩者を區別するのは、昔は、分土はあっても、分民はなかった、からであり、民の多少によって功德を計るべきことを明らかにしたのである。

〔附〕『白虎通』五行篇及び諫諍篇に「有分土無分民」の句がみえる。「分

土」「分民」とは、諸侯が分有する土地・人民をいう。つまり、人民は自由に移動できたのである。

〔經〕夏四月丁未公及鄭伯盟于越

〔經〕秋大水

〔傳〕何以書 記災也

〔注〕災は、二穀以上を傷つけた場合に(はじめて)、災として書く。(莊公七年の)經に「秋大水」「無麥苗」とあり、傳に「(一災では書かず)『無麥』を待つて、その後で『無苗』を書く」とある。これより先に、桓公が隱公から(位を)篡奪し、百姓の悲痛の心が蓄積しているところへ、さらにまた、勝手に朝宿の邑を交換した。(つまり)陰がさからい、怨氣とあわさった、ことが招いた結果である。

〔附〕『漢書』五行志上に「桓公元年秋大水 董仲舒劉向以爲桓弑兄隱公 民臣痛隱而賤桓(中畧) 劉歆以爲桓易許田 不祀周公 廢祭祀之罰也」とあるのを参照。

〔經〕冬十月

〔桓公二年〕

〔經〕二年春王正月戊申宋督弑其君與夷及其大夫孔父

〔注〕賢者には名をいわないから、孔父は字を稱しているのである。督は命を受けていない大夫だから、國をもって氏をいっているのである。

④徐疏に「考諸舊本 悉無此注 且與注違 則知有者衍文也」とある。

なお、「與注違」の「注」とは、下の「以稱字 見先君死」及び「督不氏者 起馮當國」を指すと思われる。

團及者何

⑤公と夫人の場合は「及」と言い、仲子は身分が低いため、君に對して「及」とは言えず〔隱公元年〕、上下の大夫の場合は「及」と言う、ことから、身分の高い君としては、臣に對しても「及」とは言えない、ことがわかる。だから、たずねたのである。

⑥例えば、僖公十一年に「夏公及、夫人姜氏會齊侯于陽穀」とあり、哀公六年に「夏齊國夏及、高張來奔」とある。

團累也

⑦「累」とは、君に累從して死んだ、ということであり、齊人の語である。

團弒君多矣 舍此無累者乎 曰有 仇牧荀息皆累也 舍仇牧荀息無累者乎

曰有

⑧叔仲惠伯がそうである。

⑨叔仲惠伯の事は、成公十五年の傳に詳しい。

團有則此何以書 賢也

何賢乎孔父

⑩叔仲惠伯の場合は賢としていないから。

⑪文公十八年には、「冬十月子卒」とだけあって、叔仲惠伯は書かれて

いない。

團孔父可謂義形於色矣

⑫字を稱することによって、君に先んじて死んだことを示しているのである。

⑬穀梁傳文に「何以知其先殺孔父也 曰 子既死 父不忍稱其名 臣既死 君不忍稱其名 以是知君之累之也 孔氏父字諡也」とあるのを参照。

⑭其義形於色奈何 督將弒殤公 孔父生而存 則殤公不可得而弒也

故於是先攻孔父之家

⑮大夫は「家」と稱する。「父」は字である。禮では、臣が死ぬと、君は（臣を）字でよぶ。君が字でよび得ていることから、先に孔父の家を攻めたことがわかる。

團殤公知孔父死己必死 趨而救之 皆死焉

⑯「趨」は、走である。傳がこれをいっているのは、殤公は、孔父が賢であることを知っていたながら、用いることが出来ず、そのためにこの禍を招いたのである、ということを示したものである。もしかりに殤公が、孔父が賢であることを知らなかったとすれば、どうして、孔父が死ねば自分も死を免れない、と心得ようか。もしかりに魯の莊公が、季子が賢であることを知らなかったとすれば、どうして、病氣を理由に召し出したりしようか。いづれも、無事な時は輕視して用いず、危急の時になってはじめて思い出し、そのために、平素から用いていれば免れること〔?〕を免れなかった、ことを憂えているのであ

る。

④『春秋繁露』精華篇に「故吾按春秋而觀成敗 乃切悁悁於前世之興亡也 任賢臣者 國家之興也 夫知不足以知賢 無可奈何矣 知之不能任 大者以死亡 小者以亂危 其若是何邪 以莊公不知季子賢邪 安知病將死 召而授以國政 以殤公爲不知孔父賢邪 安知孔父死己必死 趨而救之 二主知皆足以知賢 而不決不能任 故魯莊以危 宋殤以弑 使莊公早用季子而宋殤素任孔父 尙將與鄰國 豈直免弑哉 此吾所悁悁而悲者也」とあるのを参照。また、『說苑』尊賢篇及び『鹽鐵論』殊路篇にも、同様の文がみえる。なお、「季子」については、莊公三十二年の傳文を参照。

注の最後の「常用、不免」は、意味がよくわからない。

⑤孔父正色而立於朝 則人莫敢過而致難於其君者

孔父可謂義形於色矣

⑥心の内に義があつて、それが顔色にあらわれたのである。孔子が言っている「君子は、服装を正しくし、目つきを上品にするから、威嚴があり、人は遠くからみただけで、畏敬の念をいだくのである」(『論語』堯曰篇)と。(傳が)かさねて「義が色にあらわれた」と言っているのは、君子は「人の善を言うのを樂しむ」(『論語』季氏篇)からである。「及」と言っているのは、上にむかってその君に並及させたのである。(これは、附庸の國が)大國に附屬しつつ(自分の國の名によって(公式に)通用するのと同じであつて、封じて附庸とし、その祭祀を絶たないようにすべきである、ということをも明らかにした

のである。社稷の臣を重んじるため(の手立て)である。督に氏をいっていない(國をもつて氏としている)のは、馮が國君に匹敵したことを示したのである。馮が弑したことをとり擧げて重大視する、ということをしていないのは、繆公が(自分の)子を廢して國を返し、正道に適っていたから、繆公のために諱んだのである。讓であると認めることが出来ない(繆公の傳に「讓國」と言っていない)のは、死んでから返したため、讓意を全うしたとはいえない、からである。

⑦注の「附大國 以名通」は、隱公元年の疏によれば、春秋説の文であり、『白虎通』爵篇にも、同じ文がみえる。なお、莊公五年に「秋倪黎來來朝」とあり、傳に「倪者何 小邾婁也 小邾婁則曷爲謂之倪 未能以其名通也」とあり、注に「小邾婁國」「倪者小邾婁之都邑 時未能爲附庸 不足以小邾婁名通 故畧謂之倪」とあるのを参照。

注の「當國」については、隱公四年に「戊申衛州吁弑其君完」とあり、傳に「曷爲以國氏 當國也」とあるのを参照。

注の「不擧馮弑爲重者云云」について。隱公三年の傳文に「莊公馮弑與夷」とあり、實は、馮と督とがいっしょに、殤公與夷を弑したのである。なお、『春秋繁露』玉英篇に「經曰 宋督弑其君與夷 傳言莊公馮殺之 不可及於經何也 曰 非不可及於經 其及之端眇 不足以類鈞之 故難知也(中畧) 今此傳言莊公馮 而於經不書 亦以有避也(中畧) 不書莊公馮殺 避所善也 是故讓者春秋之所善 宣公不與其子而與其弟 其弟亦不與子而反之兄子 雖不中法 皆有讓高 不可棄也 故君子爲之諱 避其後亂(兪樾の説による) 移之宋督 以存善

志」とある。

注の「不得爲讓者云云」については、昭公二十年及び三十一年の傳文に、「讓國」の語がみえる。

經滕子來朝

經三月公會齊侯陳侯鄭伯于稷以成宋亂

傳內大惡諱 此其目言之何

④「目」は、見「しめす」である。その惡をさししめして、「成宋亂」と言っているのである。

團遠也

所見異辭 所聞異辭 所傳聞異辭

④また傳を發しているわけは、益師の場合「隱公元年」は臣によって恩を示し、ここは君によって恩を示しているため、義が異なるかにまぎらわしい、からである。所見の世においては、臣子の恩が、その君父に對するものであるため、もっとも厚い。だから、「微辭が多い」「定公元年傳文」のである。所聞の世においては、恩が、王父に對するものであるため、少し減る。だから、煬宮を立てるには日をいわず「定公元年」、武宮には日をいう「成公六年」のである。所傳聞の世においては、恩が、高祖・曾祖に對するものであるため、さらに少し減る。だから、子赤の卒には日をいわず「文公十八年」、子般の卒には日をいう「莊公三十二年」のである。

傳『春秋繁露』楚莊王篇に「於所見微其辭 於所聞痛其禍 於傳聞殺其

恩 與情俱也 是故逐季氏而言又雋 微其辭也 子赤殺 弗忍書日

痛其禍也 子般殺而書乙未 殺其恩也」とあるのを参照。

なお、この傳文に關して、『隸釋』所收の漢石經公羊殘碑（の校記部分）によると、顏氏本にはこの三句があり、（石經が基づいたところの）嚴氏本にはなかったことがわかる。哀公十四年の傳文にもこの三句がみえ、その注が、この注と全く同文であることから、何休のよった本も、ここに、この三句がなかった可能性がある（『義疏』を参照）。

團隱亦遠矣 曷爲爲隱諱

④（隱公五年には）「觀魚」とあって、諱んでいる、から。

傳隱公五年の注に「實譏張魚 而言觀譏遠者 恥公去南面之位下與百姓爭利 匹夫無異 故諱使若以遠觀爲譏也」とある。

團隱賢而桓賤也

④宋公馮が督といっしょに君を弑して立ったので、諸侯は、稷に會して、ともに誅伐しようとしたが、賄賂を贈られると引きあげ、（結局）宋の亂を完成させてしまったのである。桓公も、本來、隱公を弑して立ったのであり、君子は、仲間どうしで助け合い、小人が悪事を助長し合う、ことをにくむから、賤んで、（桓公の）ために諱まないのである。昔、諸侯は、五國を屬とし、屬ごとに長がおり、二屬を連とし、連ごとに帥がおり、三連を卒とし、卒ごとに正がおり、七卒を州とし、州ごとに伯がいた。（そして）州の中に無道をなす者がいれば、長・帥・卒正・伯が征伐することになっていて、もし征伐しなければ、同

惡とみなされたのである。《春秋》當時は、天下がばらばらで、保伍がこわれていたため、誅伐しなくても、(それだけで) 亂を完成させたとはみなされなかった。今ここで、亂を完成させたとして責めているのは、賄賂を受けとった點をにくんでのことである。「以」(の字) を加えているのは、直接に亂を完成させたことになるのを避けるためである。

附注の「君子疾云云」の「疾」について、『義疏』は、衍文ではないかと疑っている。

注の「古者諸侯云云」については、『禮記』王制篇に「五國以爲屬 屬有長 十國以爲連 連有帥 三十國以爲卒 卒有正 二百一十國以爲州 州有伯」とある。

經夏四月取郟大鼎于宋

團此取之宋 其謂之郟鼎何

④ (隱公四年に) 「莒人伐杞、取牟婁」とあるが、後(の昭公五年)には「莒牟夷以牟婁(及防茲)來奔」とあって、(牟婁を) 杞に繫げている、から。

團器從名

④ 本來の主の名に従ってよぶのである。

團地從主人

④ 後に所屬した主人に従うのである。

團器何以從名 地何以從主人

④ 錯違しているから。

團器之與人 非卽有爾

④ 「卽」は、就(つく)である。「取」と言った場合、あちらの器(件の器)は、こちらの人(取った人)にとって、異國の物である。一般に、人は異國の物を取った場合、その場で所有することはない。それを取った者は、いづれもみな、持ち歸って自分のものにするのである。(つまり) 後で(本來、誰のものであったのか) わからなくなる恐れがあるから、その本(來の主人の) 名を正しておくのである。

附傳の「有卽」は、王引之の説に従って、「卽有」に改める。

團宋始以不義取之 故謂之郟鼎

④ 宋はかつて不義をもって取ったため、自分のものにしてはいけないから、正して、「郟(大)鼎」と言ったのである。もしかりに義をもつて取ったのであれば、自分のものにしてよいから、「取宋大鼎」と言うはずである。郟がもと大鼎を持っていたわけは、周家が代々孝であったため、天が祥瑞としてこれに鼎をおくり、享祭を助けたので、諸侯に代々孝である者がいれば、天子もまた鼎を作ってこれに與えた、からである。禮では、祭るのに、天子は九鼎、諸侯は七、卿大夫は五、元士は三である。

附注の「故王之」の「王」は、按勘記に従って、「正」に改める。なお、この注は、傳の「不義」を重視しすぎているきらいがある。『通義』に「此主謂宋本取大鼎于郟 故名郟鼎 云不義者 傳惡宋滅郟而取其鼎 聊廣言之耳 其實就令以義取之 器固當從名」とあるのを参照。



注の最後の「禮云云」は、徐疏によると、春秋説の文である。

團至乎地之與人 則不然

① 一般に、地を取った場合は、いづれもみな、その場で所有するのであり、器とは異なる。

團俄而可以爲其有矣

② 「俄」とは、少しの間、(つまり)取ってからわずかの時間をいう。諸侯の土地には各々(きまつた)境界と里數があり、今日、取られても、後で王者が起てば、滅國を興こし、絶世を繼ぎ、取られた邑を返してくれるから、(後で)わからなくなる恐れはない。だから、その場で、(名稱上は)取った者に所有させることが出来るのであり、さかのぼって、本來の主人に繋げて記録する、ということはしないのである。

團然則爲取可以爲其有乎

③ 「爲取」は、自分勝手に、という表現である。弟子は、未だ理解していなかったから、このように言ったのである。

團曰否 何者

④ 「何者」は、類似のものをあげようとするときの言葉である。

團若楚王之妻媼 無時焉可也

⑤ 「媼」は、妹である。これを喩えとして引いているのは、けっして(自國の)名をつけて所有してはならない、ということを明らかにしたのである。經が正さない「本來の主人に繋げない」のは、おのずとわかるから、省畧したのである。

經戊申納于大廟

團何以書 譏 何譏爾 遂亂受賂納于大廟 非禮也

⑥ 「納」は、入ったという表現である。「cf. 莊公九年傳文」。「周公のを『大廟』と稱する」[「文公十三年傳文」]。必ず廟があるわけは、生前に宮室があることにちなむからである。孝子は、三年の喪が終わっても、その親のことを思いつづけるから、親のために宗廟を立て、鬼として享祭するのである。「廟」というのは、貌である。儀貌を思い浮かべて事えるのである。だから、(『禮記』に)「齋戒の日には、その居處を思い、その笑語を思い、その意志を思い、楽しんだものを思い、好んだものを思う」[「祭義篇」]とあり、「祭の日には、室に入ると、必ずその姿がほのかに見え、飲食を薦めるため出入する際、必ずその舉動がおごそかに聞こえ、戸を出て耳を傾けると、必ずその太息する聲が満足げに聞こえる」[同上]とある。孝子の極致である。質家は、宗廟を右側に建てて、親親を貴び、文家は、社稷を右側に建てて、尊尊を尙ぶ。

⑦ 附注の「所以必有廟者云云」については、『左傳』疏他に引く『白虎通』に「王者所以立宗廟何 緣生以事死 敬亡若存 故以宗廟而事之 此孝子之心也 宗者尊也 廟者貌也 象先祖之尊貌」とあるのを参照。注の最後の「質家右宗廟云云」は、徐疏によると、春秋説の文である。

經秋七月紀侯來朝

⑧ 「侯」と稱しているのは、天子は、紀から娶り、ともに宗廟を奉じて、

無窮に傳えようとしており、これほど重大なことではないため、(前もって)百里に封じた、からである。月をいつているのは、尊んで臣とはしないようにすべきであることを明らかにしたのである。孝敬を廣めるため(の手立て)である。おそらく、天子は庶人の女を娶ることが出来る考えたのであり、それは、天子なら自由に封建できるからである。

〔白虎通〕嫁娶篇に「春秋曰 紀侯來朝 紀子以嫁女於天子 故增爵稱侯 至數十年之間 紀侯無他功 但以子爲天王后 故爵稱侯 知雖小國者 必封以大國 明其尊所不臣也 王者娶 及庶邦者何 開天下之賢士 不遺善也 故春秋曰 紀侯來朝 文加爲侯 明封之也 先封之 明不與庶邦交禮也(中畧) 諸侯所以不得自娶國中何 諸侯不得專封 義不可臣其父母」とあり、同王者不臣篇に「不臣妻父母何 妻者與己一體 恭承宗廟 欲得其歡心 上承先祖 下繼萬世 傳於無窮 故不臣也」とあるのを参照。

〔蔡侯鄭伯會于鄆〕

團離不言會 此其言會何

⑤(五年には)「齊侯鄭伯如紀」とあるから、二國が會するのを離という。二人が議論する場合、それぞれ、自分が是と考えるものを是と主張し、非と考えるものを非と主張して、言うことが同じでなく、事を決し、是非を定め、善惡を立てる、ことが出来ないため、取りあがるに値しないから、離會というのである。

〔何休は、「離」を、文字どおり、はなれるの意にとっているが、『通義』では、つく、ならぶの意にとっている「離」を、「麗」の假借とみるのであり、結果的に、所謂反訓となっている。〕

團蓋鄆與會爾

⑥この時、鄆の都で鄆と會することが出来たのである。三國以上の場合に「會」と言うのは、少數が多數に従うことを重んじてである。(三國以上ならば)事を決し、是非を定め、善惡を立てる、ことが出来る。『尚書』に「三人で議論するときは、二人の意見に従う」〔洪範〕とあるのも、おそらく、この點に取ったのであろう。

〔現行本の『尚書』では、「議」を「占」に作っている。〕

〔九月入杞〕

〔公及戎盟于唐〕

⑦日をいっていないのは、戎が、隱公が國を返さないことを怨んで、桓公と仲よくし、自分からもどってきて、互いに親しみ信じ合った、からである。

〔隱公二年に「秋八月庚辰、公及戎盟于唐」とあり、注に「後不相犯 日者 爲後背隱而善桓 能自復爲唐之盟」とあるのを参照。なお、『義疏』に「戎於隱不信 故於桓爲小信辭矣」とある。〕

〔冬公至自唐〕

⑧もどったことをいっているのは、君子は、賢者がしかるべき位置を失

い、不肖者がかえって互いに親しみ榮える、ことをにくむから、隱公の場合と違えたのであり、以前に隱公が戎と盟った場合は、不信でも安心である、のに對して、今ここで桓公が戎と盟った場合は、信でも危険である、ということを明らかにしたのである。深く小人を抑えるため（の手立て）である。一般に、もどつたことをいうのは、臣子が、その君父が危険を脱してもどつたことを、喜んでのことである。

附注の「雖不信猶可安」「雖信猶可危」については、徐疏に「隱公之盟 書日 故言不信也 不書致 故言猶可安（桓公之盟）不日 故爲信 書致 故言危也」とある。

注の「凡致者云云」については、襄公二十九年の穀梁傳文に「致君者 殆其往而喜其反」とあるのを参照。

### 〔桓公三年〕

經三年春正月公會齊侯于贏

㊦ 「王」が無いのは、それによって、桓公が王を無視して行動したことを示したのである。二年に「王」が有るのは、始めを示したのである。十年に「王」が有るのは、數の終りだからである。十八年に「王」が有るのは、桓公の終りだからである。終始、王がいたのに、桓公はこれを無視した、ということを明らかにしたのである。元年のところでは始めを示さないのは、（その時は）未だ王を無視していなかったからである。二月は周の正月ではないのに、（そこでも）また「王」をとり去っているのは、《春秋》の道は、三王にも通じるのであって、周

に假りて漢制とする〔or漢制をつくる〕だけではない、ということも明らかにしたのである。

附注の「無王者 以見桓公無王而行也」については、『春秋繁露』玉英篇に「桓之志無王 故不書王（中畧）不書王者 以言其背天子」とあるのを参照。

注の「不就元年見始者 未無王也」については、徐疏に「元年春王正月 初即位之時 自知己篡 戰懼畏討 未敢無王 是以春秋於正月之際不得見始 須臾之後 還復爲惡 檀易天子之田 俄然無憚 故至二年正月言王 以見始」とある。

注の「二月非周之正月云云」については、隱公三年の注に「二月三月 皆有王者 二月殷之正月也 三月夏之正月也 王者存二王之後 使統其正朔服其服色行其禮樂 所以尊先聖通三統」とあるのを参照。なお、例えば、七年には「春二月己亥焚咸丘」とあって、「王」が無い。

經夏齊侯衛侯齊命于蒲

團齊命者何 相命也

㊦ 「齊」は、相である。この時、盟をするのに、血は敵らず、ただ命〔誓いの言葉〕によって互いに誓い合ったのである。

團何言乎相命

㊦ 「盟」の場合も、また、命によって互いに誓い合うのに、そのことをいわない、から。

團近正也

㊦「盟」と言っていないから。

團此其爲近正奈何 古者不盟 結言而退

㊦正(道)に近く、昔に似て、互いに背かなかった、ことをほめるから、書いて亂を治めたのである。

經六月公會紀侯于盛

經秋七月壬辰朔日有食之既

團既者何 盡也

㊦光明が消え盡きたのである。この後、楚が鄧・穀を滅し、「王」を僭稱した。だから、(日食が)甚しかったのである。楚が鄧・穀を滅したことを(經文に)書いていないのは、夷狄を治めることは後まわしにする、からである。

㊦徐疏によると、この何休の災異解釋は、春秋説にもとづくものである。なお、『漢書』五行志下之下に「後楚嚴稱王 兼地千里」とある。

經公子翬如齊逆女

經九月齊侯送姜氏于謹

團何以書 譏 何譏爾

諸侯越竟送女 非禮也

㊦「姜氏」と言っているから(竟を越えたことがわかる)。禮では、女を送るのに、父母は堂をおりず、姉妹は門を出ない。

㊦注の「以言姜氏也」については、徐疏に「謹若齊地 宜言齊侯送孟姜

于謹 今言姜氏 故知越竟也」とある。

注の「禮云云」については、穀梁傳文に「禮 送女 父不下堂 母不出祭門 諸母兄弟不出闕門」とあるのを参照。

團此入國矣 何以不稱夫人

㊦「謹」は魯地であるから。

團自我言齊

㊦みうちへの思いやりを、他人に及ぼしたのである。

團父母之於子 雖爲鄰國夫人 猶曰吾姜氏

㊦父子の親を崇び、父母からのよび方に従う、ため(の手立て)である。

「孟姜」と言わずに、「姜氏」と言っているのは、魯「他人」からのよび方に従ったのであり、(謹が)魯地であることを示したのである。

經公會齊侯于謹 夫人姜氏至自齊

團翬何以不致

㊦(宣公元年には)「(三月)遂以夫人婦姜至自齊」とあって、もどったことをいっている、から。

團得見乎公矣

㊦そもそも夫人の到着をいっているわけは、公が親迎しなかったため、危険があったからである。(普通なら)翬がもどったことをあわせていべきである、のは、翬が親迎したため、重責が翬にあるからである。(しかし、ここでは)上の謹の會の時に、夫人が公にあえたため、禮に適っているか否か(の責任)は、公にあって、もはや翬にはない

から、もどったことをいわないのである。誰を到着点にしていないのは、婦人は危険が重大であるから、都城〔魯都〕を到着点にしたのである。月をいつているのは、夫人の到着は、例として、危ぶみ重んじる、ためである。

〔附注の「不就誰上致者云云」については、徐疏に「若就誰致 即郷者至 誰之時書之 宜在公會齊侯于誰上」とある。なお、『義疏』には「若誰上致 宜書夫人姜氏至自誰」とあるが、従えない。

經冬齊侯使其弟年來聘

經有年

團有年何以書

④ (下で) 別に「大有年」をたずねようとしているから、(ここで)ただ「何以書」とは言わないのである。

團以喜書也 大有年何以書 亦以喜書也 此其曰有年何 僅有年也

⑤ 「僅」は、劣〔すこし〕と同じである。五穀が、い、く、ら、か、は、み、な、で、き、たが、大成熟とまではゆかなかった、ことをいう。

團彼其曰大有年何

⑥ 宣公十六年のことをたずねたのである。

團大豊年也

⑦ 五穀がみな大成熟したことをいう。

〔附宣公十六年の穀梁傳文に「五穀大熟爲大有年」とあるのを参照。〕

團僅有年亦足以當喜乎 恃有年也

⑧ 「恃」は、頼である。桓公の行ないは、諸侯が誅して當然のものであり、百姓が叛いて當然のものであるうえに、さらに、元年には大水があつて、二年には收穫が減つたため、人民はたち去ろうとしており、國が亡びるのも時間の問題であつたが、(ここで)五穀がみなできたことに頼んで、百姓が土に安んじ業を樂しむようにさせることが出来た。だから、喜んで書いたのである。不肖の君は國にとって大變危険であることを示し、また、國家を治める者は年〔五穀のみ〕がなくてはならないことを明らかにする、ため(の手立て)である。

〔桓公四年〕

經四年春正月公狩于郎

團狩者何 田狩也

⑨ 「田」は、蒐狩の總名である。昔は、肉を(そのまま)食べ、皮服を取身につけた。禽獸を捕えるから、「田」と言うのである。田で獸を取るから、「狩」と言うのである。『易』に「繩を結んで網を作り、それで田をし、漁をした」とある。

〔附注の「田者蒐狩之摠名也」については、『左傳』隱公五年の疏に引く『白虎通』に「四時之田 摠名爲田何 爲田除害也」とあるのを参照。また、『春秋繁露』深察名號篇に「獵禽獸者號一曰田 田之散名 春苗秋蒐冬狩(夏獮)」とあるのを参照。

なお、現行本の『易』には、「(作) 結繩而爲罔罟 以佃以漁」〔繫辭

傳下」とある。

圃春曰苗

④「苗」は、毛「えらぶ」である。物を（よく）えらんで、懐任してないもの（だけ）を取るべきことを明らかにしたのである。

圃「説苑」修文篇に「苗者奈何 曰 苗者毛也 取之不圍澤 不捨羣

取禽不麝卵 不殺孕重者」とあるのを参照。また、『左傳』隱公五年の疏に引く『白虎通』に「夏謂之苗何 擇去懷任者也」とあるのを参照。

なお、注の「見」は、校勘記に従って、「毛」に改める。

圃秋曰蒐

④「蒐」は、簡擇「えりわけ」である。幼いものをえりわけて、成長しているもの（だけ）を取るのである。

圃冬曰狩

④「狩」は、獸と同じである。冬には、禽獸が（みな）成長しているから、出遭った獸は（すべて）取ってよいのである。夏に田「かり」をしないのは、『春秋』の制度である。（夏には）飛鳥も巢を去らず、走獸も穴を離れないため、（田をすれば）幼いものを傷つける恐れがある、と考えるから、苑圍の中で取るのである。

圃注の「不以夏田者云云」については、『説苑』修文篇に「夏不田何也

曰 天地陰陽盛長之時 猛獸不攫 鷲鳥不搏 蝮蠱不螫 鳥獸蟲蛇且知應天 而況人乎哉 是以古者必有豢牢」とあるのを参照。

圃常事不書 此何以書 譏 何譏爾 遠也

④狩をした土地が遠かったからである。禮では、諸侯は、田狩するのに、郊より外には出ない。

圃諸侯曷爲必田狩

④圃があるから。

圃一曰乾豆

④「一」とは、第一の殺「最上の殺法」である。左の臠「わきばら」から射こんで、右の臠「かたさき」に達し、心臓にあたるため、死ぬのがはやく、（肉が）新しくきれいだから、乾して豆に盛り、宗廟に薦めるのである。「豆」は、祭器の名であり、その形は鐘と同じである。天子は二十六、諸公は十六、諸侯は十二、卿上大夫は八、下大夫は六、士は三である。

圃注の「一者第一之殺也云云」については、『詩』小雅「車攻」の毛傳に「故自左臠而射之 達于右臠 爲上殺」とあるのを参照。

注の「乾而豆之中薦於宗廟」には、『義疏』も指摘しているように、誤字がありそうである。

注の「天子二十有六云云」については、『禮記』禮器篇に「天子之豆二十有六 諸公十有六 諸侯十有二 上大夫八 下大夫六」とあるのを参照。

なお、注の「臠」は、四部叢刊本等に従って、「臠」に改める。また、「士二」は、校勘記に従って、「士三」に改める。

圃二曰賓客

④「二」とは、第二の殺である。左の臠から射こんで、右の脾「もも」

に達し、心臓に遠いため、死ぬのがややおそいから、賓客用にするのである。

### 團三日充君之庖

⑤「充」は、備「みたす」である。「庖」は、厨である。「三」とは、第三の殺である。左の臛から射こんで、右の膾「あばら」に達し、腸や胃にあたるため、汚れがふき出て、死ぬのがおそいから、それで君の庖厨をみたすのである。三牲「牛・羊・豕」があるのに、必ず田狩するわけは、孝子は、自分の養ったものは、天地自然の牲が（自由に）遊び楽しんでいられるため肥えて美しいのに及ばない、と考えるからであり、（また）禽獸が多ければ五穀を傷つけるからであり、（また）田狩に因んで兵事を習わせ、それ以上、（兵事を）いたづらに設けることはしない、からである。だから、田狩して禽獸を捕えるのである。宗廟を奉持し、武備を忘れないことを示す、ため（の手立て）であり、また、それによって田のために害を除くのである。「狩」には、例として時をいう。ここで月をいっているのは、適当な時節でなかったことを譏ってである。周の正月は、夏の十一月であり、陽氣がはじめて（萬物に化育を）施し、鳥獸が懐任し、草木が成長活動を始めるから、（この月に狩をすれば）微を養うという主旨に反することになる。

⑥注の「三者第三之殺也云云」については、『詩』小雅《車攻》の毛傳に「射左髀 達于右髀 爲下殺」とあるのを参照。

注の「已有三牲」から「爲田除害」までは、朱熹の『儀禮集傳集注』に、「傳曰」として、同文がみえ、『尚書大傳』の文と考えられる「陳

壽祺の『尚書大傳輯校』を参照。

なお、「因習兵事」については、昭公八年の穀梁傳文に「因蒐狩以習用武事 禮之大者也」とあるのも参照。

注の「此月者譏不時也云云」については、哀公十四年の徐疏に「取夏之孟冬、以爲狩時 夏之仲冬 不是田狩之月」とあるのを参照。

### ○夏天王使宰渠伯糾來聘

○宰渠伯糾者何 天子之大夫也

其稱宰渠伯糾何

⑦（定公四年には）「劉卷卒」とあって、采（地）を氏とし、名と且字との両方はいっていない「名だけをいっている」、から。

⑧「劉卷」については、隱公三年の注に「劉卷、卒、名」とあるのを参照。

⑨「且字「かりのあざな」については、宣公十五年の注に「札者冠且字也」とある。なお、『禮記』檀弓上篇に「幼名 冠字 五十以伯仲」とあるのを参照。

### ○下大夫也

⑩天子の下大夫には、官に繋げて氏をいい、名と且字との両方をいう。

官に繋げるのは、（下大夫は）身分が低いため、官事を自分の判断で行うことが出来ないからである。（ここで、さらに）「伯」を稱しているのは、（君）上が老人を敬うからである。上が老人を敬えば、民はますます孝を行うようになり、上が年長者を尊べば、民はますます悌を行うようになる。だから、王者は、父として三老に事え、兄として

五更に事え、彼らを辟離〔大學〕で饗應するのである。(その際)天子は、みづから、肌脱ぎして牲を料理し、醬〔ひしお〕を執ってすすめ、爵〔さかづき〕を執って酒をすすめ、(餘興の舞樂に)冕〔かんむり〕をつけて干〔たて〕を持つ。民をひきいる極致である。先王が天下を治めた際の要點は五つある。有徳者を貴んだ。道に近いたためである。臣を貴んだ。君に近いたためである。老人を貴んだ。父に近いたためである。年長者を敬った。兄に近いたためである。幼い者を慈んだ。

子弟に近いたためである。禮では、君が臣に對して、名をいわない場合が五つある。諸父兄には名をいわない。經に「王札子」〔宣公十五年〕とあるのが、その例である。(また)『詩』に「王が謂った、叔父よ」〔魯頌〈闕宮〉〕とあるのが、その例である。上大夫には名をいわない。「祭伯」〔隱公元年〕がその例である。盛徳の士には名をいわない。「叔肸」〔宣公十七年〕がその例である。老臣には名をいわない。「宰渠伯糾」〔ここ〕がその例である。下で二時〔「秋」「冬」〕をとり去っているのは、桓公が王を無視して行動したのに、天子は、誅することが出来ず、かえって、へり下って聘問したから、ために貶し、その罪を示して、不正であることを明らかにしたのである。

〔附注の「繫官氏 名且字」については、「宰渠伯糾」を例にとれば、「宰」が氏で、「渠」が名で、「糾」が且字である〔なお、「伯糾」が〔正〕字である〕。〕

注の「稱伯者 上敬老也」については、莊公二十五年に「春陳侯使女叔來聘」とあり、注に「稱字者 敬老也」とあるのを参照。

注の「上敬老則民益孝云云」については、『禮記』大學篇に「上敬老而民興孝 上長長而民興弟」とあるのを参照。

注の「王者以父事三老云云」については、『禮記』祭義篇及び樂記篇に「食三老五更於大學 天子袒而割牲 執醬而饋 執爵而醕 冕而摠干」とあり、『白虎通』鄉射篇に「王者父事三老 兄事五更者何 欲陳孝悌之德以示天下也(中暑) 天子臨辟雍 親袒割牲」とあり、同王者不臣篇に「不臣三老五更者 欲率天下爲人子弟 禮曰 父事三老 兄事五更」とあるのを参照。

注の「先王之所以治天下者有五云云」については、『禮記』祭義篇に「先王之所以治天下者五 貴有徳 貴貴 貴老 敬長 慈幼 此五者先王之所以定天下也 貴有徳何爲也 爲其近於道也 貴貴 爲其近於君也 貴老 爲其近於親也 敬長 爲其近於兄也 慈幼 爲其近於子也」とあるのを参照。

注の「禮 君於臣而不名者有五云云」については、『白虎通』王者不臣篇に「王者臣有不名者五 先王老臣不名 親與先王戮力 共治國 同功於天下 故尊而不名也 尚書曰 咨爾伯 不言名也(上大夫) 不名者 貴賢者而已 共成先祖功德 德加于百姓者也 春秋曰 單伯 不言名 傳曰 吾大夫之命于天子者也 盛徳之士不名 尊賢也 春秋曰 公弟叔肸 諸父諸兄不名 諸父諸兄者 親與己父兄有敵體之義也 詩云 王曰叔父 春秋傳曰 王札子何 長庶之稱也 不名盛徳之士者 不可屈以爵祿也 故韓詩內傳曰 師臣者帝 友臣者王 臣臣者霸 魯臣者亡」とあるのを参照。なお、注の「詩曰 王謂叔父 是也」



については、現行本の『毛詩』では、「王曰叔父」に作っている。「王」とは成王を指し、「叔父」とは周公を指す。また、「老臣不名」の例として「宰渠伯糾」をあげていることについては、徐疏に「渠是其名、而言不名者 謂計其官爵之時 實合氏官名而且字 但以其年老 故兼稱伯 示有不名之義也 故知之矣」とある。また、「有五」というのは、「諸父兄」を、諸父と諸兄との二つに数えることである。

〔桓公五年〕

○五年春正月甲戌己丑陳侯鮑卒

○團曷爲以二日卒之 愷也

④「愷」は、狂であり、齊人の語である。

○『白虎通』考黜篇に「諸侯暗聾跛躄惡疾不免黜者何 尊人君也 春秋

曰 甲戌己丑陳侯鮑卒 傳曰 甲戌之日亡 己丑之日死而得 有狂易

之病 蜚亡而死 由不絶也」とあるのを参照。

○團甲戌之日亡 己丑之日死而得 君子疑焉 故以二日卒之也

④「君子」とは、孔子をいう。二つの日附で卒をいつているのは、「疑わしい點はそのままにする」『論語』爲政篇からである。

○『春秋繁露』觀德篇に「甲戌己丑陳侯鮑卒 書所見也 而不言其闇

者」とあるのを参照。また、穀梁傳文に「春秋之義 信以傳信 疑以傳疑」とあるのを参照。

○夏齊侯鄭伯如紀

○團外相如不書 此何以書

④（昭公二十三年には）「（夏六月）蔡侯東國卒于楚」と（だけ）あって、（その前に）「如（楚）」とは言っていない、から。

○團離不言會

④この時、紀が會に参加しなかったから、畧して「如」と言ったのである。《春秋》は、始め、内の小惡は記録し、内の離會は書くが、外の小惡は畧し、外の離會は書かない。所聞の世になると、治が升平であることを著わすから、諸夏を内にしてこれを詳録し、そこでようやく外の離會を書く。外の離會はいつも書く、かにまぎらわしいから、文を變えて意義を示し、それによって嫌疑を晴らしたのである。

○傳注の「時紀不與會 故畧言如也」については、二年に「蔡侯鄭伯會于鄆」とあり、傳に「離不言會 此其言會何 蓋鄆與會爾」とあるのを参照。

なお、ここの傳文「離不言會」は、《春秋》全體にわたる通例をいつているのであって、三世說で解くには無理がある。

○天王使仍叔之子來聘

○團仍叔之子者何 天子之大夫也

其稱仍叔之子何

④（桓公四年には）「宰渠（伯糾）」とあって、官を氏とし、（隱公三年には）「武氏子」とあって、字を稱さず、また、「之」を加えず、（同じく隱公三年には）「尹氏」とあって、「子」を稱していない、から。

④ 「仍叔」は、字と考えられる。

團譏 何譏爾 譏父老子代從政也

⑤ 禮では、七十歳になると、車を懸け、祿位を君にかえす。氏を言っていないのは、父がいることを示したのである。「之」(の字)を加えているのは、「子」が一人の意味「男子の通稱・美稱」ではないことを示したのである。

⑥ 注の「禮七十縣車致仕」は、徐疏によると、春秋説の文である。『白

虎通』致仕篇にも「臣年七十 懸車致仕者 臣以執事趨走爲職 七十陽道極 耳目不聰明 跛踦之屬 是以退老去避賢者 所以長廉遠恥也

懸車示不用也 致仕者 致其事於君 君不使退而自去者 尊賢者也」とある。なお、「致仕」については、宣公元年の傳文に「退而致仕」とあり、注に「致仕 還祿位于君」とあるのを参照。

經葬陳桓公

⑦ 月をいっていないのは、臣子を責めてである。君父が病氣であることを知れば、(臣子は)まわりを守らなければいけないのに、(陳の臣子は)謹まず、それを怠ったのである。傳文に「葬は、生きている者の仕事である」とある〔隱公十一年〕。

經城祝丘

經秋蔡人衛人陳人從王伐鄭

傳其言從王伐鄭何

⑧ 河陽では、(まず)「王狩」を擧げ、(すぐ下に)別に「朝」の文を出して、その文が(上の)「王」に連なっておらず、(また、一般に)王の師には相手をいわない、から。

⑨ 僖公二十八年には、まず「天王狩于河陽」とあり、その下に、別に「壬申公朝于王所」とある。なお、注の後半については、成公元年の傳文に「王者無敵 莫敢當也」とあるのを参照。

團從王正也

⑩ 正義に適っていたことをほめるから、王に従って征伐したというふう  
に記録したのである。つまり、當時、天子は微弱で、諸侯は背叛し、  
王者に従って征伐しようとする者がいなかった、ことを示し、それによ  
って、三國の君だけが、よく天子を尊び、節義に殉じた、ことをほ  
めたのである。(三國が)「人」と稱しているのは、王者を譏ってであ  
る。天下の君は、海内の主であるから、綱要(だけ)を握り持つべき  
であるのに、自分で兵を用いたから、天子は微弱であり、微者を従え  
ることが出来るだけで、諸侯を従えることは出来なかった、というこ  
とをあらわしたのである。(これは)ちょうど、莒が「人」と稱すれ  
ば、(莒が)従ったということが疑なきものとなる〔隱公八年傳文〕  
のと同じである。王者を兵の首領にしていないのは、本来、王のため  
に擧兵したわけではなかった、からである。「人」と稱しているの  
が) 實は諸侯であることがわかるのは、正義に適っていたことをほめ  
ているからである。

⑪ 注の「稱人者刺王者也云云」については、『春秋繁露』王道篇に「天

王伐鄭 譏親也」とあり、「伐鄭 不能從」とあるのを参照。なお、注に引用されている隱公八年の傳文については、その注に「著其不肖 僅能使微者隨從之耳」とあるのを参照。

### 經大雩

團大雩者何 早祭也

④「雩」は、早〔ひでり〕の際に雨を請う祭の名である。(傳で)「大」を解いていない。「大早祭」と言っていないのは、祭るのに「大雩」と言っているため、「大早」であることは自ずとわかるからである。君は自分で南郊に行き、六つの事柄によって過ちをわび、自分を責めているから「政治が一所から出ていけないからでしょうか。民が生業を失っているからでしょうか。宮室をぜいたくしているからでしょうか。婦人が盛んに口出ししているからでしょうか。賄賂が横行しているからでしょうか。つげ口をする者が多いからでしょうか」と。男女の童子、各々八人に、舞いながら呼雩させる「なげき聲をあげさせる」から、「雩」というのである。地をいっていないのは、きまった地だからである。

〔傳注の「君親」から「倡與」までは、徐疏によると、『韓詩(内)傳』

の文である。ちなみに、僖公三十一年の注に「韓詩傳曰 湯時大旱 使人禱于山川」とある。なお、『荀子』大略篇に「湯旱而禱曰 政不節與 使民疾與 何以不雨至斯極也 宮室榮與 婦謁盛與 何以不雨至斯極也 苞苴行與 讒夫興與 何以不雨至斯極也」とあり、『說苑』

君道篇に「湯之時 大旱七年 雒坼川竭 煎沙爛石 於是使人持三足鼎祝山川 教之祝曰 政不節邪 使人疾邪 苞苴行邪 讒夫昌邪 宮室營邪 女謁盛邪 何不雨之極也」とあるのを参照。

注の「舞而呼雩 故謂之雩」については、『周禮』女巫の疏に「董仲舒曰 雩 求雨之術 呼嗟之歌」とあり、同司巫の疏に引く『春秋緯考異郵』に「雩者 呼嗟求雨之祭」とあるのを参照。「雩」は「呼」に通じると考えられる。

團然則何以不言早

④(莊公二十五年等には)「日(有)食(之) 鼓用牲于社」とあるから。

團言雩則早見 言早則雩不見

④おのずとわかるから、文を省畧するのである。日食の場合に文を省畧しないのは、大水の場合と儀禮が同じであるため、単に「鼓用牲」とだけ言ったのでは、何のためにそれをしたのか「日食のためか、大水のためか、どちらだか」わからないからである。「雩」を必ず書きあらわすのは、人君がよく天災をつつしみ恐れ、變に應じて雨を求め、民を心配するのに急であった、ことをほめるからである。

〔傳注の「大水」の例としては、莊公二十五年に「秋大水 鼓用牲于社于門」とある。

注の「必見雩者云云」については、『穀梁傳』の僖公十一年の范注に「何休曰 公羊書雩者 善人君應變求索」とあるのを参照。

團何以書 記災也

④「早」は、政教がおこなわれなかったことの應徵である。これより先、

桓公は、王を無視して行動したのに、あいついで天子に聘問されたため、得意になってますます驕り、遠く國(都)を離れて狩をし、大いに祝丘に城まきいたから、この早を招いたのである。

④四年に「夏天王使宰渠伯糾來聘」とあり、この年に「天王使仍叔之子來聘」とある。また、四年に「春正月公狩于郎」とあり、この年に「城祝丘」とある。

經

何以書 記災也

⑤「蝶」は、わずらわしさが生み出すものであり、上の「早」の場合と同様に説明される。

⑥すぐ上の注に「去國遠狩 大城祝丘」とある。なお、『漢書』五行志中之下に「桓公五年秋螽 劉歆以爲貪虐取民則螽 介蟲之孽也 與魚同占 劉向以爲介蟲之孽屬言不從 是歲 公獲二國之聘 取鼎易邑 興役起城 諸螽畧皆從董仲舒說云」とあるのを参照。

經冬州公如曹

團外相如不書 此何以書 過我也

⑦六年の「化我」のために、本を張ったのである。(こここの)傳で「化我」と言っていないのは、本を張っただけで、二度化したわけではない。「ここでは化さなかった」、からである。「公」と稱しているのは、その尊大ぶりを伸ばし、怠慢さを示し、無禮を責めたのである。

⑧六年の注に「行過無禮 謂之化」とあるのを参照。

「桓公六年」

經六年春正月寔來

團寔來者何 猶曰是人來也

①「是人來」と言うのと同じであり、どんな人物かを詳録しない表現である。

團孰謂 謂州公也

②上に「(州公) 如曹」と書いてあるから。

團曷爲謂之寔來 慢之也

曷爲慢之

③葵丘の盟には日をいつているから。

④信公九年に「九月戊辰諸侯盟于葵丘」とあり、傳に「桓之盟不日 此何以日 危之也 何危爾(中畧) 葵丘之會 桓公震而矜之」とある。

團化我也

⑤通過するのに無禮であるのを「化」という。齊人の語である。諸侯は、通過しあう際、竟に至れば必ず塗まちを假り、都に入れば必ず朝する。禮讓を崇び、慢易を絶ち、不用心を戒める、ため(の手立て)である。

今ここで、州公は、魯の都を通過したのに、魯に朝さなかった。これは、慢易したということであって、悪であるから、「寔來」と書いて、その義を示したのである。月をいつているのは、危んで記録したのである。(ただし)無禮の人に對しては、こと細かに責めてはならない(から、日はいわない)。

榑俞樾『羣經平議』春秋穀梁傳は、この注を非とし、「化」は、通過するついでに朝するの意である、としている「穀梁傳文「諸侯不以過相朝也」を参照」。また、「慢」の主體は、州公ではなくて、孔子『春秋』である、としている「穀梁傳文「簡言之」を参照」。

經夏四月公會紀侯于成

經秋八月壬午大閱

團大閱者何 簡車徒也

④大いに兵車を簡閱し「かぞえしらべ」、(そのうちの)使用できるものによって演習させたのである。

團何以書 蓋以罕書也

④「罕」は、希「まれ」である。孔子が言っている「教育訓練をしない人民を用いて戦うのは、人民を棄てるようなものである」『論語』子路篇」と。だから、毎年、徒「歩卒」を簡閱する。これを「蒐」という。三年ごとに車を簡閱する。これを「大閱」という。五年ごとに車・徒を大簡閱する。これを「大蒐」という。長らえているときも亡びることを忘れず、安泰なときも危険を忘れない、ためである。地をいっていないのは、きまった地だからである。「蒐」には例として時をいう。ここで日をいっているのは、桓公は、文徳がないうえに、更に、武備をもゆるがせにしたから、甚しく危んで詳録したのである。榑注の「孔子曰云云」については、僖公二十三年の穀梁傳文に「以其不教民戰 則是棄其師也」とあり、范注に「何休曰 所謂教民戰者 習

之也」とあるのを参照。

注の「比年簡徒云云」については、『漢書』刑法志に「連帥比年簡車、卒正三年簡徒、羣牧五載大簡車徒」とあるのを参照。なお、この注とは、「車」「徒」が逆になっているが、これについて、王引之『經義述聞』は、刑法志の方が誤りである、としている。

注の「存不忘亡 安不忘危」については、『易』繫辭傳下に「安而不忘危 存而不忘亡」とあるのを参照。

經蔡人殺陳佗

團陳佗者何 陳君也

④(十二年に)「(八月壬辰陳侯)躍卒」と(だけ)あって、「葬」を書いていない、から。

榑十二年の注に「不書葬者 佗子也 佗不稱侯者 嫌貶在名例不當絶 故復去躍葬也」とあるのを参照。なお、昭公十一年の傳文に「誅君之子不立」とあるのも参照。

團陳君則曷爲謂之陳佗

④蔡侯般を殺した場合には、「蔡般」とは言っていない、から。

榑昭公十一年に「夏四月丁巳楚子虔誘蔡侯般殺之于申」とある。

團絶也

④「絶」とは、國が絶たれるべきである、ということである。

榑昭公十一年の注に「公誅 子當絶」とあるのを参照。

團曷爲絶之

㊤ (宣公十八年には)「(秋七月邾婁人)戕鄫子(于鄫)」とあって、絶つていない、から。

團賤也 其賤奈何 外淫也

惡乎淫

㊦ 「惡乎」は、於何と同じである。

團淫于蔡 蔡人殺之

㊧ 蔡が「人」を稱しているのは、討つことをゆるすから、賊を討ったという表現に従ったのである。賤しめて、その爵をとり去っているのは、(蔡人に)賤しめられたことを示したのである。(これは)ちょうど、(漢)律の文で、子が母と姦通した場合という項目を立て「?」、發見したら殺してもよいとしている、のと同じである。日をいわず、「葬」を書いていないのは、賤しめる表現に従ったのである。

㊨ 注の「蔡稱人者云云」については、隱公四年の傳文に「其稱人何 討賊之辭也」とあるのを参照。

注の「立子姦母」は、意味がよくわからない。「立子」という語があるのか「?」。

なお、注の「不月」の「月」は、按勘記に従って、「日」に改める。

經九月丁卯子同生

團子同生者孰謂 謂莊公也

㊩ 夫人が「同はわが子ではない(と公が言いました)」と言っているから。

㊪ 傳文に「夫人譖公於齊侯 公曰 同非吾子 齊侯之子也」とある。

團何言乎子同生

㊫ 「君が生存している間は『世子』と稱し」「(莊公三十二年傳文)、(また)子般には、生まれたことをいっていない、から。

團喜有正也

㊬ 國に正嗣ができたことを喜んだのである。

團未有言喜有正者 此其言喜有正何 久無正也

子公羊子曰 其諸以病桓與

㊭ 「其諸」は、辭「虛詞」である。本来、莊公が生まれたことを書いているわけは、隱・桓の禍は正嗣がないことが原因でおこった、ということを知っていたため、正嗣ができたことを(格別に)喜んだからである。にもかかわらず、「世子」という正稱によって書いていないのは、正嗣の記事によって(實は)正嗣がありえないことを示そうとしている、ことを明らかにしたのであり、(つまり)桓公をにくんだのである。日をいっているのは、喜んで詳録したのである。禮では「誕生は、この世にやって来た日附で記録し、死亡は、あの世に往ってしまった日附で記録する」(『禮記』曲禮上篇)。各々、それを目にした日附を取るのである。禮では、世子が誕生すると、三日目に、土を卜って(吉とでた者に)寢門の外で抱かせ、(射人が)桑の木の間とよもぎの矢で、天地四方を射る。天地四方に雄飛すべきことを明らかにするのである。(また)三箇月目に、君が名をつけ、大夫が抱い

て廟に朝し、名をあまねく告げ知らせる。

④ 附注の「隱桓之禍生於無正」については、原目の疏に「惠公妃匹不正 隱桓之禍生」とあるのを参照。また、隱公元年の注に「母俱媵也」とあるのを参照。

注の「禮世子生云云」については、『禮記』内則篇に「國君世子生 告于君 接以大牢 宰掌具 三日 卜士負之 吉者宿齊朝服 寢門外 詩負之 射人以桑弧蓬矢六 射天地四方」とあり、『說苑』修文篇に「故古者兒生三日 桑弧蓬矢六 射天地四方 天地四方者 男子之所 有事也」とあるのを参照。なお、『白虎通』姓名篇も参照。

⑤ 多紀侯來朝

⑥ 「朝」「聘」には、例として時をいう。

### 〔桓公七年〕

⑦ 七年春二月己亥焚咸丘

團焚之者何 樵之也

⑧ 「樵」は、薪である。樵で焼いたから、「樵之」と言ったのである。

「樵之」は、齊人の語である。

團樵之者何 以火攻也

何言乎以火攻

⑨ 戦伐には（普通）用いた兵器をいわないから。

團疾始以火攻也

⑩ 征伐の道は、單に兵を用いるだけであって、服すれば退き、服しな

れば進めばよいのである。（ところが）火がもえさかり、水があふれ  
でると、罪に服そうとしても、もはや、おさえきれない。だから、暴  
虐で不仁であることをにくんだのである。傳で「託始」と言わないの  
は、ここより前には無い（『春秋』の前も含めて、全くはじめての事  
件である）ため、託しようがない、からである。

⑪ 附注の「託始」については、隱公二年の傳文に「前此 則曷爲始乎此  
託始焉爾 曷爲託始焉爾 春秋之始也」とあるのを参照。

團咸丘者何 邾婁之邑也

曷爲不繫乎邾婁

⑫ 邾・鄆・郚の場合は、紀に繋げている、から。

⑬ 附註の「寔」は、校勘記に従って、「實」に改める。

團國之也

⑭ 國であるかのようにしたいから、どこにも繋げないのである。「之」  
（の字）を加えているのは、實際の國であることを避けるためである。

⑮ 附注の「寔」は、校勘記に従って、「實」に改める。

團曷爲國之

⑯ 邾・鄆・郚の場合は國とみなしていないから。

團君存焉爾

⑰ 邾婁の君が咸丘の邑にいたことを示すため（の手立て）であり、臣子  
は、（君が）國（都）にいる場合と同じように、その難儀にかけつけ  
なければならぬ、ということを示したものである。日をいって

いるのは、火で攻めたことを重んじて詳録したのである。

經夏穀伯綏來朝 鄧侯吾離來朝

團皆何以名

⑤ 滕・薛には名をいっていないから。

附 隱公十一年に「春滕侯薛侯來朝」とある。

團失地之君也

其稱侯朝何

⑥ (名をいって) 賤しんでいるから。

附 左氏傳文に「名 賤之也」とあるのを参照。

團貴者無後 待之以初也

⑦ 穀・鄧は本來、魯と同じく、諸侯という貴い身分であったが、今こ

で、爵・土を失い、(魯に) 來朝して身をよせたのである。義とし

て、卑しむわけにゆかないから、以前のように待遇すべきことを明ら

かにしたのである。所謂「昔なじみを忘れなければ、人民も情に厚く

なる」(『論語』泰伯篇) ということである。「無後」とは、奔った先

の國に於いてのことである。(つまり) 妻だけが、夫と同じように、

衣食を公家にたよることができ、子孫は、田を受けて(自分で) 耕作

しなければならぬ、から、このように言ったのである。下で二時

「秋」「冬」をとり去っているのは、桓公が火で人君を攻めたから、

貶して、大惡を明らかにしたのである。月をいっていないのは、地を

失った君が惡人に朝したというようなことは、(事件として) 軽い、

からである。名をいっているのは、嗣げない(その代かぎりである) ことを示したのである。

附注の「無後者云云」については、『禮記』郊特牲篇に「諸侯不臣寓公

故古者寓公不繼世」とあるのを参照。なお、傳の「無後」は、何休

のように限定すべきではなく、むしろ、一般に、後嗣がありえなくな

った、つまり、國が斷絶した、の意に解するべきであろう(『餘榘』羣

經平議) を参照。

### 〔桓公八年〕

經八年春正月己卯蒸

團蒸者何 冬祭也

春曰祠

⑧ 薦めものには、韭・卵を尙ぶ。「祠」は、食(やしなう)と同じであ

り、(また) 繼嗣(あとをつぐ)と同じである。春は物が始めて生ず

るため、孝子は親を思い、繼嗣して親を食するから、「祠」と言うの

であり、これによって死・生をわけるのである。

附 四時の祭の薦めものについては、『禮記』王制篇に「春薦韭 夏薦麥

秋薦黍 冬薦稻 韭以卵 麥以魚 黍以豚 稻以鴈」とあり、『春

秋繁露』四祭篇に「祠者 以正月始食韭也 祔者 以四月食麥也 嘗

者 以七月嘗黍稷也 蒸者 以十月進初稻也」とあり、『說苑』修文

篇に「春薦韭卵 夏薦麥魚 秋薦黍豚 冬薦稻鴈」とあるのを参照。

團夏曰祔



④薦めものには、麥・魚を尙ぶ。(夏は)麥が始めて熟して、禱する「に  
る」ことが出来るから、「禱」と言うのである。

⑤注の「苗」は、按勘記に従って、「魚」に改める。なお、段玉裁は、  
注の二つの「禱」のうち、上の方は「沟」に作るべきである、として  
いる。

#### 團秋曰嘗

⑥薦めものには、黍・臄を尙ぶ。「嘗」は、先んずるといふ意味のこと  
ばである。秋は、成熟する穀物は一つではないが、黍がま、つ、先に熟し  
て、薦めることが出来るから、「嘗」と言うのである。

⑦『春秋繁露』祭義篇に「先成故曰嘗」とあるのを参照。

#### 團冬曰烝

⑧薦めものには、稻・鴈を尙ぶ。「烝」は、衆であり、氣が盛んなさま  
である。冬は、萬物がことごとく成熟するため、薦めるものが衆多で、  
さかんに備わるから、「烝」と言うのである。牲なしで祭るのを「薦」  
という。天子は(一年に)四祭・四薦であり、諸侯は三祭・三薦であ  
り、大夫・士は二祭・二薦である。(まず)室で祭る。神を幽所に求  
めるのである。(次に)堂で祭る。神を明所に求めるのである。(さら  
に)祊で祭る。神を遠所に求めるのである。いづれもみな、孝子は博  
く求める、との意である。大夫は神を明所に求め、士は神を幽所に求  
める。尊・卑の差である。殷人はまず神を明所に求め、周人はまず神  
を幽所に求める。質・文の義である。禮では、天子・諸侯・(天子の)  
卿大夫は、牛・羊・豕の、全部で三牲であり、「大牢」と言う。天子

の元士・諸侯の卿大夫は、羊・豕の、全部で二牲であり、「少牢」と  
言う。諸侯の士は、豕だけである。天子の牲は、角が握(四寸)であ  
り、諸侯のは、角が一尺であり、卿大夫のは、素牛(さがし選んだ  
牛)である。

⑨注の「烝 衆也云云」については、『春秋繁露』祭義篇に「畢熟故曰  
蒸 蒸言衆也」とあり、『御覽』卷第五百二十六に引く『白虎通』に  
「蒸者爲衆 冬之時物成者衆」とあるを参照。

⑩注の「祭於室云云」については、『禮記』郊特牲篇に「凡祭慎諸此  
魂氣歸于天 形魄歸于地 故祭求諸陰陽之義也 殷人先求諸陽 周人  
先求諸陰 詔祝於室 坐尸於堂 用牲於庭 升首於室 直祭祝于主  
索祭祝于祊 不知神之所在 於彼乎 於此乎 或諸遠人乎 祭于祊  
尚曰求諸遠者與」とあり、同禮器篇に「納牲詔於庭 血毛詔於室 羹  
定詔於堂 三詔皆不同位 蓋道求而未之得也 設祭于堂 爲祊乎外  
故曰 於彼乎 於此乎」とあるのを参照。

⑪注の「禮天子諸侯卿大夫云云」については、『大戴禮』曾子天圓篇に  
「諸侯之祭牲 牛 曰太牢 大夫之祭牲 羊 曰少牢 士之祭牲 特  
豕 曰饋食」とあるのを参照。

⑫注の「天子之牲角握云云」「搔」は按勘記に従って「握」に改める。  
については、『禮記』王制篇に「祭天地之牛角繭栗 宗廟之牛角握  
賓客之牛角尺」とあり、同曲禮下篇に「大夫以索牛」とあるのを参照。  
團常事不書 此何以書 譏 何譏爾 譏亟也

⑬「亟」は、數(しばしば)である。(前年の)十二月にすでに烝した

のに、今ここで、また烝したのである。烝祭の名をかえずに、(なお)「烝」と言っているのは、冬の祭は、薦めるものが多く、四時の物を包含できる、という點に取ったのである。

例「烝」は本来、夏正の十月、つまり周正の十二月に(一度だけ)すべきものである。

團函則黷 黷則不敬

⑤「黷」は、溷黷「けがす」である。

團君子之祭也 敬而不黷

⑥君子は、(親の)生前には敬しんで養い、死後には敬しんで祭る。だから、祭ろうとするときは、その前に、宮室・牆屋を脩繕し、百物を準備しておく。(そして、いざ祭るときは)禮樂をならべ、百官をそろえ、散齊すること七日、致齊すること三日、夫婦で齊戒沐浴して正装し、君は牲を引き、夫人は酒を捧げ、君は自分で尸に獻じ、夫人は豆を薦め、卿大夫は君を助け、命婦は夫人を助ける。(その際の態度は)質實に、專一に、耐えられないかのようにし、失ってしまうかのようにし、きちんと恭敬をなし、樂しげに忠誠をつくし、勉めて神がうけてくれることを願う、のである。文王は、祭る際に、死者に事えること、生者に事えるがごとくであった。(これぞ)孝子の極致である。

例『禮記』祭義篇に「君子生則敬養 死則敬享(中畧) 君牽牲 夫人奠

盥 君獻尸 夫人薦豆 卿大夫相君 命婦相夫人 齊齊乎其敬也 愉

愉乎其忠也 勿勿諸其欲其饗之也 文王之祭也 事死者如事生(中

畧)薦其薦俎 序其禮樂 備其百官(中畧) 孝子將祭 慮事不可以不

豫 比時具物 不可以不備 虛中以治之 宮室既脩 牆屋既設 百物

既備 夫婦齊戒沐浴盛服 奉承而進之 洞洞乎 屬屬乎 如弗勝 如

將失之 其孝敬之心至也與」とあり、疏に「齊齊 謂整齊之貌」「愉

愉 和悅之貌」とあるのを参照。また、同祭統篇に「故散齊七日以定

之 致齊三日以齊之」とあるのを参照。また、同禮器篇に「洞洞乎其

敬也 屬屬乎其忠也 勿勿乎其欲其饗之也」とあり、注に「勿勿猶勉

勉也」とあり、疏に「洞洞 質慤之貌」「屬屬 專一之貌」とあるの

を参照。なお、注の「其欲饗之也」は、『禮記』に従って、「其」の字を加えて、「其欲其饗之也」に改める。

團疏則怠 怠則忘

⑦「怠」は、解「おこたる」である。

團士不及茲四者 則冬不裘夏不葛

⑧禮は本来、下の、士のために制定されたものである。「茲」は、此である。「四者」は、四時の祭である。祭の回数、増減してはならない。だから、君子は、天道に合わせ、四時の物に感じて親を思うのである。祭するのが必ず夏正の孟月であるのは、新しい物が現われる月に取ったのである。「裘」「葛」は、寒暑をふせぐための美服である。士が、公務のため、これらの四時の祭に参列できなかった場合は、美服を身につけない。親を思う極致である。だから、孔子が言っている「私は、祭に参列しないと、祭をしなかったも同然である」「論語八佾篇」と。

〔附注の「是故君子合諸天道云云」については、『禮記』祭義篇に「是故君子合諸天道」とあり、注に「合於天道 因四時之變化 孝子感時念親 則以此祭之也」とあるのを参照。

注の「祭必於夏之孟月者云云」については、『春秋繁露』四祭篇に「祠者 以正月、始食韭也 祔者 以四月、食麥也 嘗者 以七月、嘗黍稷也 蒸者 以十月、進初稻也」とあるのを参照。また、同祭義篇に「故君子未嘗不食新、新天賜至〔？〕必先薦之 乃敢食之 尊天敬宗廟之心也」とあるのを参照。

〔經〕天王使家父來聘

〔注〕「家」は采地であり、「父」は字である。天子の中大夫は采を氏とする。だから、字を稱し、「伯」「仲」は稱さないのである。

〔經〕夏五月丁丑蒸

〔團〕何以書 譏亟也

〔注〕上の祀〔正月の「蒸」〕の場合と同じく、度重ねたのである。

〔附〕記事はないが、夏正の一月、つまり周正の三月に、すでに祠しているはずである。

〔經〕秋伐邾婁

〔經〕冬十月雨雪

〔團〕何以書 記異也 何異爾 不時也

〔注〕周正の十月は、夏正の八月にあたり、未だ雪がふるはずはない。これ

は、陰氣が非常に盛んになったのであり、兵戦の象である。この後、郎〔十年〕・龍門〔十三年〕での戦があり、多くの血が流されることになる。

〔附〕『漢書』五行志中之下に「周十月 今八月也 未可以雪」とあるのを参照。また、徐疏に引く春秋説に「龍門之戰 民死傷者滿溝」とある。

〔經〕祭公來 遂逆王后于紀

〔團〕祭公者何 天子之三公也

〔注〕天子は、三公・九卿・二十七大夫・八十一元士の、全部で百二十官を置き、地上の十二子〔十二の方位〕に應ずる。「祭」は、采〔地〕である。天子の三公は、采を氏とし、爵を稱する。

〔附〕『白虎通』封公侯篇に「三公九卿二十七大夫八十一元士 凡百二十官 下應十二子」とあるのを参照。また、徐疏に「春秋説云 立三台以爲三公 北斗九星爲九卿 二十七大夫内宿部衛之列 八十一紀以爲元士 凡百二十官焉 下應十二子 宋氏云 十二次 上爲星 下爲山川也」とある。なお、『後漢書』劉玄劉盆子列傳の注に引く『春秋漢舎』にも「三公在天爲三台 九卿爲北斗 故三公象五岳 九卿象法河海 二十七大夫法山陵 八十一元士法谷阜 合爲帝佐 以匡綱紀」とある。

〔團〕何以不稱使

〔注〕宰周公の場合には「使」を稱しているから。

〔附〕僖公三十年に「冬天王使宰周公來聘」とある。

團婚禮不稱主人

⑤この時、王者には母がいたのである。

⑥隱公二年九月の傳文を参照。

團遂者何 生事也

⑦「生」は、造と同じである。(つまり、「遂」とは)獨斷で事をひきおこしたという表現である。

團大夫無遂事 此其言遂何

⑧(成公十七年では)君命を待ち、その後で大夫の卒をいつている、から。

⑨成公十七年の傳文を参照。

團成使乎我也

⑩上に「來」とだけあって他事がないことから、使命をわが國〔魯〕によって成し遂げたことがわかる。

⑪『通義』に「待我而後使事成」とあるのを参照。

團其成使乎我奈何 使我爲媒可 則因用是往逆矣

⑫婚禮は、五つのことよって成り立つ。(つまり)まず納采し、(ついで)問名し、納吉し、納徴し、請期し、その後で親迎するのである。

この時、王者は、祭公を魯に派遣して、魯に媒人をさせ、候補者を選ぶことが出来たので、そのまま魯に代行させて(紀に)往って迎えさせたのであり、禮をきちんと行わなかったのである。王者が妃匹を重んぜず、天下の母を迎えるのに、婢妾を迎えるようにして、天下に示しがつかない、ことをにくむから、譏ったのである。「如紀」と言っ

ていないのは、外があるという表現を避けたのである。

⑬傳注の「婚禮成於五云云」については、『禮記』昏義篇に「昏禮 納采

問名納吉納徴請期」とあるのを参照。なお、「納采」は、采擇を報告すること、「納吉」は、占卜の結果を報告すること、「納徴」は、幣を

納めて婚約を成立させることである。

傳・注の「可」は、意味がよくわからないが、穀梁傳文の范注に「時

天子命祭公就魯共卜擇紀女可中后者」とあるのを参考にして、一應、

「候補者を選ぶことが出来た」の意に解しておく。

傳・注の「用」については、『通義』に「用 由也 使魯爲媒可 則

由魯往逆 不必返報 明遂在魯不在祭公也」とあるのを参照。

團女在其國稱女 此其稱王后何 王者無外 其辭成矣

### 〔桓公九年〕

經九年春紀季姜歸于京師

團其辭成矣 則其稱紀季姜何 自我言紀

父母之於子 雖爲天王后 猶曰吾季姜

⑭子の尊さは、父母のうえには加及しない〔父母には通用しない〕、ということを明らかにしたのである。

⑮『白虎通』王者不臣篇に「不臣妻父母何 妻者與己一體 恭承宗廟

欲得其歡心 上承先祖 下繼萬世 傳於無窮 故不臣也 春秋曰 紀

季姜歸于京師 父母之於子 雖爲王后 尊不加於父母 知王者不臣

也」とあるのを参照。

團京師者何 天子之居也

㊦季姜に「歸」と言っているから。

附隱公二年の傳文に「婦人謂嫁曰歸」とあるのを参照。

團京者何 大也 師者何 衆也 天子之居 必以衆大之辭言之

㊧(天子は)土地は千里四方、千雉の周城をもち、宮室や官府など、制度が廣大であり、四方(の諸侯)が各々、その産物をもって來貢するから、あらゆる物がそろっている。(天子が)必ず自分で土地を所有するわけは、政治は近いところから始めるべきであるから、根據地をもち、諸侯と職務を分擔して、政治を行うのである。つまり、《春秋》の所謂、その國を内にして治める、ということである。季姜の「歸」を書いているのは、魯が媒人をしたからには、送迎の禮を行わなければならぬ、ということを示したためである。

附注の「地方千里」については、『禮記』王制篇に「天子之田 方千里」とあるのを参照。

注の「周城千雉」については、定公十二年の注に「天子千雉」とあり、また「天子周城」とある(徐疏によれば、いづれも春秋説の文)のを参照。なお、「周城」とは、四方をぐるりと圍んだ城のことである。また、「千雉」とは、城の規模をいう。定公十二年の傳文に「雉者何 五板而堵 五堵而雉 百雉而城」とあり、注に「八尺曰板」とあるのを参照。

注の「四方各以其職來貢」については、十五年の穀梁傳文に「古者諸侯時獻于天子以其國之所有」とあるのを参照。

注の「所以必自有地者云云」については、成公十五年の傳文に「春秋内其國而外諸夏 内諸夏而外夷狄 王者欲一乎天下 曷爲以外内之辭言之 言自近者始也」とあり、注に「内其國者 假魯以爲京師也」とあるのを参照。

注の「書季姜歸者云云」については、穀梁傳文に「爲之中者 歸之也」とあり、范注に「中謂關與婚事」とあるのを参照。

經夏四月

經秋七月

經冬曹伯使其世子射姑來朝

團諸侯來曰朝 此世子也 其言朝何

㊦「臣と子とは同例である」(僖公元年傳文)ため、「聘」と言うべきである、から。

附隱公十一年の傳文に「大夫來曰聘」とあるのを参照。

團春秋有譏父老子代從政者 則未知其在齊與曹與

㊦「在齊」とは、世子光(襄公九年及び十一年)のことである。この時、曹伯は、年老いて病氣だったので、世子に聘禮を行わせようとしたが、(聘では格が)卑くなるのを心配した。だから、自分の代わりに朝させたのであり、非禮には違いないが、魯を尊ぶ氣持があつたのである。傳は、下(の經)で「卒」「葬」が詳録されているのを見たから、(ここの)經の意味をのべるのに、どっちつかずにしたのである。小

國には大夫が無いはずなのに、(ここで)書いているわけは、世子の不孝がひどいことを重んじにくむからである。

〔附注の「卒葬詳録」については、十年に「春王正月庚申曹伯終生卒」とあり、「夏五月葬曹桓公」とある。なお、後者の注を参照。〕

### 〔桓公十年〕

〔經〕十年春王正月庚申曹伯終生卒

〔經〕夏五月葬曹桓公

〔注〕小國(の君)の死亡記事始めて書くのだから、「卒」に月をいい、「葬」に時をいうべきであるのに、「卒」に日をいい、「葬」に月をいっているのは、曹伯は年老いたため世子に來朝させたのであり、《春秋》は、老を敬い、恩を重んじるから、魯のために深く恩録したのである。

〔經〕秋公會衛侯于桃丘 弗遇

〔傳〕會者何 期辭也 其言弗遇何 公不見要也

〔注〕この時、實は、桓公が衛侯にあおうとして待ちうけたところ、衛侯は公にあおうとしなかった、のであるが、禮によらずに行動して「待ちうけたことをいう」拒否されるのは、恥しいことであるから、諱んで「會」をして「遇」はしなかった、かのように表現したのである。

「弗遇」と言っているのは、公(の方)が待ちうけた、ということを示したのである。「弗」は、「不」の深いもの〔強い否定〕であり、公

が強く拒否されたということを示したのである。傳が「公(衛侯に)待ちうけられなかった」と言っているのは、經の諱んだ表現に順ったのである。

〔附注の後の方の「要見」は、傳文にあわせて、「見要」に改める。〕

〔經〕冬十有二月丙午齊侯衛侯鄭伯來戰于郎

〔傳〕郎者何 吾近邑也

〔注〕「來」と言っているから。

〔傳〕吾近邑 則其言來戰于郎何

〔注〕(莊公十年には)「(夏六月)齊師宋師次于郎」とあって、「來」と言っておらず、(隱公十年には)「(六月壬戌)公敗宋師(于菅)」とあって、「戰」と言っておらず、龍門の戰「十三年」では、地を擧げない、から。

〔傳〕十三年に「春二月公會紀侯鄭伯 己巳及齊侯宋公衛侯燕人戰 齊師宋師衛師燕師敗績」とあり、徐疏に「春秋說云 龍門之戰 民死傷者滿溝也者 主說此經」とあるのを参照。

〔傳〕近也 惡乎近 近乎圍也

〔注〕地をいい、「來」と言っているのは、都城に近くて、ほとんど「圍」〔都城を圍まれた状態〕と變わりなかった、ということを明らかにしたのである。「戰」について解説していないのは、下の説明でおのずとわかるからである。

〔傳〕隱公五年他の傳文に「邑不言圍」とあるのを参照。また、昭公二十六

年の穀梁傳文に「非國不言圍」とあるのを参照。

團此偏戰也 何以不言師敗績

④十三年には「師敗績」とあるから。「偏」は、一面である。あらかじめ期日を約束し、場所をきめておいて、各々一面に陣どり、鼓を鳴らして戦い、互いに詐かない、のである。

團内不言戰 言戰乃敗矣

⑤《春秋》は、王を魯に假託するのであり、「戰」は、匹敵したという表現である。王者の兵は諸侯と匹敵しないため、「戰」と言えば「匹敵したとなれば」それだけで敗れたという表現になるから、さらに「師敗績」とは言わないのである。魯について主名「參戰者」を書いていないのは、兵が都城に近づいたからであり、國を擧げて大小の別なく、力をあわせて拒まなければならない、ということを示すためである。

附注の「王者兵不與諸侯敵」については、成公元年の傳文に「王者無敵 莫敢當也」とあるのを参照。

### 〔桓公十一年〕

經十有一年春正月齊人衛人鄭人盟于惡曹

⑥月をいっているのは、桓公は行いが悪であり、諸侯の誅殺に値するところへ、上で三國が郎に來戦し「十年」、今ここで、さらに、微者に盟をさせてしまったから、魯のために懼れ危んで詳録したのである。

經夏五月癸未鄭伯寤生卒

經秋七月葬鄭莊公

⑦莊公は段を殺したのに、「葬」を書いているわけは、段は、國君に匹敵し、本來なら賊を討つたという表現を使うべきものであるため、（無罪の）大夫を殺した場合と同例には出来ない、からである。

附傳公九年の注に「不書葬者 殺世子也」とあり、成公十年の注に「不書葬者 殺大夫趙同等」とあるのを参照。また、隱公元年に「夏五月鄭伯克段于鄆」とあり、傳に「克之者何 殺之也（中畧）段者何 鄭伯之弟也 何以不稱弟 當國也」とあり、注に「不從討賊辭者 主惡以失親親故書之」とあるのを参照。

經九月宋人執鄭祭仲

團祭仲者何 鄭相也

⑧「大夫」と言わないのは、國の重責をになつていたことを示そうとしたのである。

團何以不名 賢也

何賢乎祭仲

⑨自身は執えられ、君は出奔して、難を防ぐことが出来なかった、から、團以爲知權也

⑩「權」は、稱「はかり」である。輕・重をわけるためのものであり、祭仲が、國が重く君が軽いことをわきまえた、ことを諭したのである。君子は、國を存続させたことによって、君を放逐した罪を除くのである、難を防ぐことは出来なかったが、罪は不充分で、功は餘りあるか

ら、賢となし得るのである。度〔ものさし〕・量〔ます〕を引かないのは、稱〔はかり〕が平實で無私である點に取ったのである。

④『孟子』梁惠王上篇に「權然後知輕重」とあるのを参照。また、同書心下篇に「民爲貴 社稷次之 君爲輕」とあるのを参照。

⑤其爲知權奈何 古者鄭國處於留 先鄭伯有善于鄭公者 通乎夫人 以取其國而遷鄭焉

⑥鄭の都を鄭に遷したのである。

⑦而野留

⑧「野」は、鄙である。傳が昔の事にもとづいているのは、宋が祭仲を執えることが出来たわけを解説すると同時に、それを戒めとしたのである。

⑨「野」は、鄙である。傳が昔の事にもとづいているのは、宋が祭仲を執えることが出来たわけを解説すると同時に、それを戒めとしたのである。

⑩「宋人」とは、宋の莊公である。

⑪「突」は、宋の外甥である。

⑫「突」は、宋の外甥である。

⑬「突」は、宋の外甥である。

⑭「突」は、宋の外甥である。

⑮「突」は、宋の外甥である。

⑯「突」は、宋の外甥である。

きて、(鄭の) 國內に難を拒む者がいないことを目にし、必ず、それを幸いに鄭を滅ぼそうとする、というような結果を招くことになる、

——と探知したから、深く大勢を慮ったのである。

⑰注の「祭仲死云云」については、十五年に「秋九月鄭伯突入于櫟」とあり、傳に「櫟者何 鄭之邑 曷爲不言入于鄭 末言爾 曷爲末言爾 祭仲亡矣 然則曷爲不言忽之出奔 言忽爲君之微也 祭仲存則存矣 祭仲亡則亡矣」とあるのを参照。

⑱注の「宋莊公本弑君而立」については、二年に「春王正月戊申宋督弑其君與夷及其大夫孔父」とあるのを参照。また、隱公三年の傳文に「莊公馮弑與夷」とあり、注に「馮與督共弑殤公」とあるのを参照。

⑲注の「將以爲賂動」については、左氏傳文に「亦執厲公而求賂焉」とあり、『史記』鄭世家に「亦執突以求賂焉」とあるのを参照。

⑳「亦執突以求賂焉」とあるのを参照。

㉑「亦執突以求賂焉」とあるのを参照。

㉒「亦執突以求賂焉」とあるのを参照。

㉓「亦執突以求賂焉」とあるのを参照。

㉔「亦執突以求賂焉」とあるのを参照。

㉕「亦執突以求賂焉」とあるのを参照。

㉖「亦執突以求賂焉」とあるのを参照。

㉗「亦執突以求賂焉」とあるのを参照。

㉘「亦執突以求賂焉」とあるのを参照。

㉙「亦執突以求賂焉」とあるのを参照。

㉚「亦執突以求賂焉」とあるのを参照。

㉛「亦執突以求賂焉」とあるのを参照。

㉜「亦執突以求賂焉」とあるのを参照。

㉝「亦執突以求賂焉」とあるのを参照。

㉞「亦執突以求賂焉」とあるのを参照。



團然後有鄭國

㊦自分は、君を放逐したという罪をこうむったけれども、(そうすることによってこそ)突を追い出し、結局、鄭の國をたもつことが出来たのだから、(そうせずに)國が亡びるよりはよかったのである。

㊦十五年に「五月鄭伯突出奔蔡」とあり、つづいて、「鄭世子忽復歸于鄭」とある。なお、注の「稱」は、按勘記に従って、「猶」に改める。

團古人之有權者 祭仲之權是也

㊦「古人」とは、伊尹のことをいう。湯の孫の大甲がおごりたかぶって徳を亂したため、諸侯が謀叛の心をいだいたので、伊尹は、大甲を桐宮に追放して、過ちを反省させ、(その結果)三年後には成湯の道を回復できた。(つまり)はじめには君を放逐するという罪を犯したが、最後には天下を安んじるといふ功をたてたのであり、(これはちょうど)祭仲の、君を放逐して鄭を存続させた權と同じである。

㊦『史記』股本紀に「帝中壬即位四年 崩 伊尹迺立太丁之子太甲 太

甲 成湯適長孫也(中畧) 帝太甲既立三年 不明 暴虐 不遵湯法

亂德 於是伊尹放之於桐宮 三年 伊尹攝行政當國 以朝諸侯 帝太

甲居桐宮三年 悔過自責 反善 於是伊尹迺迎帝太甲而授之政 帝太

甲修德 諸侯咸歸殷 百姓以寧」とあり、『孟子』萬章上篇に「太甲

顛覆湯之典刑 伊尹放之於桐 三年 太甲悔過 自怨自艾 於桐處仁

遷義三年 以聽伊尹之訓己也 復歸于亳」とあり、同盡心上篇に「公

孫丑曰 伊尹曰 予不狎于不順 放太甲于桐 民大悅 太甲賢 又反

之 民大悅 賢者之爲人臣也 其君不賢 則固可放與 孟子曰 有伊

尹之志則可 無伊尹之志則篡也」とあるのを参照。なお、注の「后」は、按勘記に従って、「後」に改める。

團權者何 權者反於經然後有善者也

權之所設 舍死亡無所設

㊦「設」は、施「おこなう」である。「舍」は、置「のぞく」である。死生存亡にかかわる事をのぞいては、おこなうことが出来ない、ということである。

團行權有道 自貶損以行權

㊦自身が君を放逐したという悪名をこうむることによって鄭を存続させたのが、その例である。

團不害人以行權

㊦自分が突を納めても忽を殺害しなかったのが、その例である。

團殺人以自生 亡人以自存 君子不爲也

㊦祭仲が死ねば忽が死に、忽が死ねば鄭が亡びるのであるから、(祭仲が)生きのびたのは、忽を生きのびさせ、鄭を存続させるためであって、いやしくも忽を殺すことによって自分が生きのび、鄭を亡ぼすことによって自分がながらえたのではない。くりかえしこのことを言っているのは、いづれもみな、上の「死亡」というのが、自分には適用されない「自分のことではない」、ということを解説するためである。宋が「公」を稱していないのは、(宋は)鄭を脅して篡奪者を立てたため、(むしろ)悪の首領として誅すべきであって、方伯の「執」ではない、からである。祭仲が「行人」を稱していないのは、この時

(祭仲は)君命をうけて出使したのではなく、單に留を訪問しようとしただけだからである。「執」には、例として時をいう。ここで月をいっているのは、突が鄭に歸って正を奪い、鄭伯が出奔した、ためである。

傳注の「宋不稱公者云云」については、僖公四年の傳文に「稱侯而執者伯討也 稱人而執者 非伯討也」とあるのを参照。なお、注の「之篡」の「之」は、按勘記に従って、「立」に改める。

經突歸于鄭  
團突何以名

④忽が鄭に復歸した場合は、(このこと)同じく祭仲が納めたのに、國に繋げて「世子」を稱し、名をいうだけにはしていない、から。

傳十五年に「鄭世子忽復歸于鄭」とある。

團擊乎祭仲也

④「擊」は、提擊「ともなう、引き連れる」と同じである。突は國君に匹敵したため、本來なら「鄭突」と言うべきところであるが、祭仲が宋人の命に従い、ともなうて納めた、ということ明らかにしようとするから、上にむかって「祭仲」(の下)に繋げたのである。(つまり)國「鄭」に繋げていないのは、外國が納めた場合と同じように表現したのである。この時、祭仲が、突を殺して忽の患害を除くことが出来たにもかかわらず、(そうせずに)突を立てたのは、忽が、内では未だ人民をなつけやすんじることが出来ておらず、外では未だ諸

侯とよしみを結ぶことが出来ていなかったため、もし突を殺せば、強力な宋の軍が、弱體に乗じて鄭を滅し、それを救うことは困難であるから、しばらく時間をかせいだのである。

傳注の「突當國 本當言鄭突」「常」は按勘記に従って「當」に改める」については、隱公四年に「戊申衛州吁弑其君完」とあり、傳に「曷爲以國氏 當國也」とあるのを参照。

注の「上繫於祭仲」については、上の經文とこの經文とをつづけて書くと、「九月宋人執鄭祭仲、突歸于鄭」となる。

注の「不繫國者 使與外納同也」については、文公十四年に「晉人納接菑于邾婁 弗克納」とあり、注に「接菑不繫邾婁者 見擊于郤缺也」とあるのを参照。

團其言歸何

④小白には「入」と言っているから。

傳莊公九年に「齊小白入于齊」とある。

團順祭仲也

④祭仲の計策に順い、權を行うことを許すから、惡がないという表現にしたのである。

傳十五年の傳文に「復歸者 出惡歸無惡 復入者 出無惡入有惡 入者 出入惡 歸者 出入無惡」とあるのを参照。

經鄭忽出奔衛

團忽何以名

④宋子の場合には、葬がおわると、「子」と稱している、から。

傳僖公九年に「春王三月丁丑宋公禦說卒」とあり、「夏公會宰周公齊侯

宋、衛侯鄭伯許男曹伯于葵丘」とある。ただし、後者の注に「宋未葬

不稱子某者 出會諸侯 非尸柩之前 故不名」とあるから、この

注は正確ではない。なお、莊公三十二年の傳文に「君存稱世子 君薨

稱子某 既葬稱子 踰年稱公」とあるのも参照。

團春秋伯子男一也 辭無所貶

⑤《春秋》は、周の文を改めて殷の質に従うから、伯・子・男を合わせ

て一つにし、單一の表現として、降格を意味することなく、いづれも

みな、「子」に従う。夷狄が進んで、爵をもつようになった場合、「子」

と稱する、のが、その例である。(もし、ここで)忽が「子」と稱す

れば、《春秋》が「伯」を改めて「子」に従ったのと、表現上、同じ

になってしまい、成君と比較して、降格したことにならないから、名

をいったのである。(他のものではなく)名をいつているのは、君が

薨じた直後は、葬がおわった後よりも降格して、名をいう、というき

まりがあることに縁だったのである。これは、罪貶ではなくて、(あくま

で)「君子は人の親(親の情)を奪わない」「『禮記』曾子問篇」から、

子としての行いを離れないようにさせる、ということである。王者が

起った場合、必ず質・文を改めるわけは、衰亂を承け、人の缺點を救

う、ためである。天道は、下にもとづき、親を親として質省であり、

地道は、上を敬い、尊を尊として文煩である。だから、王者が始めて

親を親とする。(しかし)それが衰敝してくると、その缺點として、

親を親とするばかりで、(全く)尊ぶことをしなくなる。そこで、後

王が起つと、地道に法って天下を治め、(萬事を)文(煩)にし、尊

を尊とする。(しかし)それが衰敝してくると、その缺點として、尊

を尊とするばかりで、(全く)親しむことをしなくなる。そこで、ま

た、質(省)にもどすのである。質家の爵が三等であるのは、天に三

光(日・月・星)があるのに法ったのであり、文家の爵が五等である

のは、地に五行があるのに法ったのである。(伯・子・男の)三つを

合わせ(て一つにす)るのに、(「伯」「男」ではなくて)「子」に従う

のは、制度は中(正)に由る、からである。

附注の「夷狄進爵稱子」については、莊公十年の傳文に「州不若國 國

不若氏 氏不若人 人不若名 名不若字 字不若子」とあるのを参照。

注の「忽稱子云云」については、『白虎通』爵篇に「以春秋名鄭忽

忽者鄭伯也 此未踰年之君 當稱子 嫌爲改伯從子 故名之也」とあ

るのを参照。なお、注の「諸侯」は、按勘記に従って、「春秋」に改

める。

注の「名者云云」については、莊公三十二年の傳文「君薨稱子某」の

注に「名者 尸柩尙存 猶以君前臣名也」とあり、同傳文「既葬稱

子」の注に「不名者 無所屈也」とあるのを参照。また、『白虎通』

爵篇に「父沒稱子某者何 屈於尸柩也 既葬稱(小)子者 卽尊之漸

也」とあるのを参照。

注の「天道本下」から「反之於質也」までは、徐疏によると、樂説の

文である。なお、『春秋繁露』三代改制質文篇に「主天法商而王 其道佚陽 親、親而多仁樸（中畧） 主地法夏而王 其道進陰 尊、尊而多義節（中畧） 主天法質而王 其道佚陽 親、親而多質、愛（中畧） 主地法文而王 其道進陰 尊、尊而多禮文」とあり、『白虎通』三正篇に「帝王始起 先質、後文者 順天地之道 本末之義 先後之序也」とあるのを参照。また、『史記』高祖本紀贊に「太史公曰 夏之政忠 忠之敝 小人以野 故殷人承之以敬 敬之敝 小人以鬼 故周人承之以文 文之敝 小人以僂 故救僂莫若以忠 三王之道若循環 終而復始」とあり、『禮記』表記篇の疏に引く『元命包』に「三王有失 故立三教以相變 夏人之立教以忠 其失野 故救野莫若敬 殷人之立教以敬 其失鬼 救鬼莫若文 周人之立教以文 其失蕩 故救蕩莫若忠 如此循環 周則復始 窮則相承」とあり、『白虎通』三教篇に「王者設三教者何 承衰救弊 欲民反正道也 三正之有失 故立三教以相指受 夏人之王 教以忠 其失野 救野之失 莫如敬 殷人之王 教以敬 其失鬼 救鬼之失 莫如文 周人之王 教以文 其失薄 救薄之失 莫如忠 繼周尚黑 制與夏同 三者如順連環 周則復始 窮則反本」とあるのを参照。なお、注の「后王」の「后」は、按勘記に従って、「後」に改める。

注の「質家」以下は、徐疏によると、春秋説の文である。なお、『白虎通』爵篇に「爵有五等 以法五行也 或三等者 法三光也 或法三光 或法五行何 質家者據天 故法三光 文家者據地 故法五行 含文嘉曰 殷爵三等 周爵五等 各有宜也」とあり、「春秋傳曰 合伯

子男以爲一爵 或曰 合從子貴中也」とあるのを参照。

經柔會宋公陳侯蔡叔盟于折

傳柔者何 吾大夫之未命者也

④（隱公九年に）「俠卒」とあるからである。そのたびに傳を發しているのは、氏が無いため、貶しているかにまぎらわしい、からである。柔に卒をいっていないわけは、桓公を深くいやしんで、大夫に對して恩禮があることを許さない、からである。「盟」に日をいっていないのは、（ここは）命を受けていない大夫が盟會して兵を用いたのであり、（身分として）上は大夫に及ばず、下は士より重（いため、罰が定めがた）く、罰が定めがたい場合は軽い方をとるから、責めるのを簡畧にしたのである。蔡が「叔」と稱しているのは、（蔡侯が）その姉妹（の行動）を防ぎ正すことが出來ず、陳佗と私通させてしまつたから、貶して、字をいう例に入れたのである。

傳注の「以俠卒也」については、隱公九年に「俠卒」とあり、傳に「俠者何 吾大夫之未命者也」とあり、注に「以無氏而卒之也 未命 所以卒之者 賞疑從重 無氏者 少畧也」とあるのを参照。

注の「無氏嫌貶」については、隱公二年に「無駭帥師入極」とあり、傳に「無駭者何 展無駭也 何以不氏 貶」とあるのを参照。

注の「盟不日者云云」については、隱公元年の注に「君大夫盟例日 惡不信也」とあるのを参照。

注の「蔡稱叔者云云」「侯」は按勘記に従って衍文とみなす」につい

ては、六年に「蔡人殺陳佗」とあり、傳に「陳佗者何 陳君也 陳君則曷爲謂之陳佗 絕也 曷爲絶之 賤也 其賤奈何 外淫也 惡乎淫 淫于蔡 蔡人殺之」とあるのを参照。

經公會宋公子夫童

經冬十有二月公會宋公子于闕

〔桓公十二年〕

經十有二年春正月

經夏六月壬寅公會紀侯莒子盟于郟蛇

經秋七月丁亥公會宋公燕人盟于穀丘

經八月壬辰陳侯躍卒

⑤「葬」を書いていないのは、(陳)佗の子だからである。(つまり、六年に)佗が「侯」を稱していないのは、(單に)貶して、名をいう例に入れた、ということであって、絶つべきだからではない、かにまぎらわしいから、さらに、躍の「葬」をとり去ったのである。

⑥六年に「蔡人殺陳佗」とあり、傳に「陳佗者何 陳君也 陳君則曷爲謂之陳佗 絶也 曷爲絶之 賤也 其賤奈何 外淫也 惡乎淫 淫于蔡 蔡人殺之」とあるのを参照。なお、昭公十一年の傳文に「誅君之子不立」とあるのも参照。

經公會宋公子于郟

經冬十有一月公會宋公子于龜

經丙戌公會鄭伯盟于武父

經丙戌衛侯晉卒

⑤上の日をもそのまま受けていない〔再び「丙戌」と言っている〕のは、《春秋》が、晉についてだけ、(特別に)「立」を書き、「卒」を記しているため、(ここで日をいわないと)上の日をうけているのかどうかという点で、(普通の)篡奪の例と異なっている、かにまぎらわしいから、再び日を出して、同じであることを明らかにしたのである。⑥注の「書立」については、隱公四年に「冬十有二月衛人立晉」とある。注の「篡例」とは、篡奪が明らかでない場合は卒に日をいわず、明らかな場合は日をいう、ということである。

經十有二月及鄭師伐宋 丁未戰于宋

圍戰不言伐 此其言伐何 辟嫌也 惡乎嫌 嫌與鄭人戰也

⑦この時、宋について主名〔參戰者〕が書かれていないため、「伐」を言わなければ、内〔魯〕の微者が鄭人と宋地で戦った、かにまぎらわしいから、「伐」を擧げて、宋と戦ったことを明らかにしたのである。宋について主名を書いていないのは、兵が都城を攻めたからであり、郟の場合と同義である。

〔附注の「與郎同義」については、十年に「冬十有二月丙午齊侯衛侯鄭伯來戰于郎」とあり、注に「魯不復出主名者 兵近都城 明、擧、國、無、大、小、當、戮、力、拒、之、」とある。

團此偏戰也 何以不言師敗績 內不言戰 言戰乃敗矣

### 〔桓公十三年〕

團十有三年春二月公會紀侯鄭伯 己巳及齊侯宋公衛侯燕人戰 齊師宋師衛師燕師敗績 團曷爲後日

〔注〕 鞞の戦では先に日を書いているから。

〔附〕 成公二年に「六月癸酉季孫行父臧孫許叔孫僑如公孫嬰齊帥師會晉郤克衛孫良夫曹公子手 及齊侯戰于鞞 齊師敗績」とある。

團恃外也 其恃外奈何 得紀侯鄭伯 然後能爲日也

〔注〕 紀侯・鄭伯の助けを得て、その後ではじめて、戦の期日を約束し、勝つことが出来たのである。君子は、人の功をおおわず、人の善をかくさないから、後に日をいうことによって、そのことを明らかにしたのである。

團內不言戰 此其言戰何

〔注〕 (隱公十年には)「六月壬戌」公敗宋師于菅」とあるから。

團從外也

〔注〕 外の諸侯どうしが戦った場合の例に従ったのである。

團曷爲從外

〔注〕 (十二年には)「(丁未)戰于宋」と(だけ)あって、外に従って「敗績」とは言っていない、から。

團恃外 故從外也

〔注〕 功を紀・鄭に歸すべきである、ということ明らかにしたいから、紀・鄭に従って、「戰」と言ったのである。

團何以不地

〔注〕 下にある句から。

〔附〕 「在下句」とは、下の傳文「郎亦近矣 郎何以地」を指すのであろう。團近也 惡乎近 近乎團 郎亦近矣 郎何以地 郎猶可以地也

〔注〕 郎の場合は、近いといっても、なお、その場所を言える程度であった、のに對して、今ここでは、眞近に、龍門で戦い、兵が城池を攻めて、非常に危険であった、から、言うのを恥じたのである。(「敗績」の)

「績」は、功である。義でなければ戦わないから、功を意味する言葉でいうのである。「功」と言わない、「績」と言うのは、師衆を積聚し、上下の尊卑や行伍の次第がある、という點に取ったのである。

必ず、命がけで戦い、にげることなどしないから、(人が敗ったという表現ではなく)自分が敗れたという表現にし、自分に罪があるべきことを明らかにするのである。燕が、戦では「人」を稱し、敗績では「師」を稱しているのは、敗を重んじてであり、(それは)戦は人数

が少なく、敗は多い、からである。「及」と言っているのは、わが國

〔魯〕が主となったことをはっきり示そうとするから、勝敗に汲汲と

したという表現をとったのである。

〔附〕注の「郎雖近云云」については、十年に「多十有二月丙午齊侯衛侯鄭伯來戰于郎」とある。

注の「今親戰龍門云云」については、徐疏に「春秋說云 龍門之戰 民死傷者滿溝也者 主說此經 故知之」とある。

注の「績 功也」については、宣公十二年の穀梁傳文に、同じ文がみえる。

注の「燕戰稱人云云」については、莊公二十八年の傳文に「敗者稱師」とあるのを参照。また、穀梁傳文に「戰稱人 敗稱師 重衆也」とあるのを参照。

注の「言及者云云」については、隱公元年の傳文に「及猶汲汲也（中畧）及 我欲之」とあるのを参照。

なお、注の「奔此」の「此」は、按勘記に従って、「北」に改める。また、「我者」の「者」は、按勘記に従って、衍文とみなす。

### 〔經〕三月葬衛宣公

〔注〕殯に背いて兵を用いたのに、月をいい「日をいわず」、危んでいないのは、衛は、齊・宋に比べて力が弱かったため、（二國に）従わなければ、（従った場合、つまり、殯に背いて兵を用いた場合と）同様に危険であったから、力を考慮して、責めなかったのである。

〔附〕隱公三年の傳文に「當時而不日 正也 當時而日 危不得葬也」とあるのを参照。

### 〔經〕夏大水

〔注〕龍門の戦で死傷者が多かったため、民が悲しんだ、ことが招いた結果である。

〔附〕『漢書』五行志上に「桓公元年秋大水 董仲舒劉向以爲桓弑兄隱公 民臣痛隱而賤桓 後宋督弑其君 諸侯會 將討之 桓受宋賂而歸 又背宋 諸侯由是伐魯 仍交兵結讐 伏尸流血 百姓愈怨 故十三年夏復大水」とあるのを参照。

### 〔經〕秋七月

### 〔經〕冬十月

### 〔桓公十四年〕

〔經〕十有四年春正月公會鄭伯于曹

### 〔經〕無冰

〔傳〕何以書 記異也

〔注〕周正の正月は、夏正の十一月にあたり、氷が堅くはるはずである。氷が無かったのは、温暖だったからである。これは、夫人が淫佚し、陰でありながら陽の行いをする、ことの前徴である。

〔附〕『漢書』五行志中之下に「桓公十五年春亡氷 劉向以爲周春今冬也（中畧）董仲舒以爲象夫人不正 陰失節也」とあるのを参照。なお、五行志の「十五年」は「十四年」の誤りと思われる。

なお、隱公三年の注に「異者 非常可怪 先事而至者」とあることからして、ここの「所致」は、前徴の意に解する〔莊公十八年春の榘を参照〕。

經夏五鄭伯使其弟語來盟

團夏五者何 無聞焉爾

⑤「來盟」とは、聘して盟ったのである。「聘」を言っていないのは、重い方〔「盟」を挙げたのである。内〔魯〕について主名〔參加者〕を書いていないのは、主國〔主催國〕であるため、莅盟した〔盟に臨んだ〕ことがおのずとわかる、からである。「莅盟」「來盟」には、例として、いづれもみな、時をいう。時をいうのは、《春秋》が内〔魯〕に従って王義をなすからであり、王者は至信によって天下を先導しなければならぬ、ということを示したものである。

榘注の「内不出主名者云云」については、『義疏』に「凡内日來盟 内大夫莅盟矣」とあるのを参照。なお、「莅盟」という言葉は、(魯の)大夫についてだけ用いる。

注の「時者云云」については、隱公元年の注に「大信者 時」とあるのを参照。また、莊公十三年他の傳文に「桓之盟不日 其會不致 信之也」とあるのを参照。

經秋八月壬申御廩災

團御廩者何 黍盛委之所藏也

⑥黍稷〔穀物〕を「黍」といい、器に盛ったのを「盛」という。「委」

は、積〔たくわえ〕である。「御」とは、宗廟に御用する〔進上する〕ことをいう。「廩」とは、穀物を精製するという意味の言葉である。禮では、天子はみづから東田の千畝を耕し、諸侯は百畝を耕し、后・夫人はみづから西郊で黍を采って、黍盛・祭服に供する。(つまり)みづから孝道を行うことによって、天下を先導するのである。

榘穀梁傳文に「天子親耕以共黍盛 王后親蠶以共祭服」とあるのを参照。また、『禮記』祭義篇に「昔者 天子爲藉千畝 冕而朱紘 躬秉耒 諸侯爲藉百畝 冕而青紘 躬秉耒」とあり、『白虎通』耕桑篇に「王者所以親耕 后親桑何 以率天下農蠶也 天子親耕 以供郊廟之祭 后之親桑 以供祭服(中畧) 耕於東郊何 東方少陽 農事始起 桑於西郊何 西方少陰 女功所成」とあるのを参照。

團御廩災何以書 記災也

⑦火が自然に發生して建物を焼くのを、「災」という。これより先、龍門の戦で、死傷者が多かったのに、桓公は、民をいたむ気持ちがなく、宗廟の尊を重んぜず、天にさからい、先祖を危くし、(そのため)鬼神は祭を受けいれなかった。だから、天が、御廩に火災をおこすことによって、應じたのである。

榘宣公十六年の左氏傳文に「凡火 人火曰火 天火曰災」とあるのを参照。また、『漢書』五行志上に「春秋桓公十四年八月壬申御廩災 董仲舒以爲先是四國共伐魯 大破之於龍門 百姓傷者未殫 怨咎未復 而君臣俱惰 內怠政事 外侮四鄰 非能保守宗廟終其天年者也 故天災御廩以戒之」とあるのを参照。



經乙亥嘗

團常事不書 此何以書 譏 何譏爾

譏嘗也

④御廩に火災があつたばかりなのに嘗(祭)をした、ことを譏ったのである。

團曰猶嘗乎

⑤四時の祭は廢してはならないのに、嘗をしなくてよいのか、と問難したのである。

⑥何休は、傳文の「猶」を、「無猶」として讀んでいるようだが、苦しい。ここは、俞樾『茶香室經說』に「此非難者之辭 乃譏者之辭 若曰 御廩災矣 猶嘗乎」とある、のに従うべきであろう。

團御廩災 不如勿嘗而已矣

⑦一時の祭を廢して自分を責め、天の災を奉ずるべきなのである。時節はずれを理由に書いたのではない、ということがわかるのは、もともと嘗をしてはならない、からである。

⑧注の「不時」については、八年の傳文に「春日祠 夏曰祔 秋曰嘗、

冬曰烝」とあるのを参照。つまり、「嘗」は、時節として、夏正の七

月〔周正の九月〕にするべきものである。

なお、注の「者書」は、「書者」の誤りと思われる。

經十有二月丁巳齊侯祿父卒

經宋人以齊人衛人蔡人陳人伐鄭

團以者何 行其意也

④自分を人に従わせる〔自分が人に従う〕のを、「行」と言う。四國が宋の意を行った〔宋の意に従った〕ということである。宋は、以前に、(鄭の)突を納めて賂を求めたが、突は、その恩に背いて宋を伐つた。だから、宋は、四國と結んで、鄭を伐つたのである。四國は本來、(自分から)兵を起こしたわけではないため、宋と區別するべきであるから、「以」を加えたのである。(ただし)宋は四國に恃んではじめて鄭を伐つたのであるから、四國は宋と同罪のはずであり、四國のために、(宋との、罪の)輕重を示している、のではない。

⑤十一年に「九月宋人執鄭祭仲」とあり、「突歸于鄭」とある。また、十二年に「十有二月及鄭師伐宋 丁未戰于宋」とある。

〔桓公十五年〕

經十有五年春二月天王使冢父來求車

團何以書 譏 何譏爾

王者無求 求車非禮也

⑥王者は、千里の畿内からの租税があるため、費用に供するに充分であるから、四方(の諸侯)が各々、その産物をもって來貢するため、尊榮するに充分であるから、至廉・無爲によって天下を先導するべきであつて、求めてはならない。求めれば、諸侯は欲深くなり、大夫はいやしなくなり、士・庶人は盜むようになる。「求」には、例として、時をい

う。ここで月をいっているのは、桓公は行いが悪であるのに、誅することが出来ず、かえって彼に求めたから、月をいっただのである。

㊦『説苑』貴徳篇に「周天子使家父毛伯求金於諸侯 春秋譏之 故天子好利則諸侯貪 諸侯貪則大夫鄙 大夫鄙則庶人盜 上之變下 猶風之靡草也」「毛伯」の上か下に、「求車」の二字が脱しているようである」とあり、『鹽鐵論』本議篇に「傳曰 諸侯好利則大夫鄙 大夫鄙則士貪 士貪則庶人盜」とあるのを参照。

經三月乙未天王崩

㊦桓王である。

經夏四月己巳葬齊僖公

㊦期日どおりに葬って日をいっているのは、殯に背いて鄭を伐ったから、危んだのである。

㊦隱公三年の傳文に「當時而日 危不得葬也」とあるのを参照。なお、「伐鄭」については、十四年に「宋人以齊人衛人蔡人陳人伐鄭」とある。

經五月鄭伯突出奔蔡

團突何以名

㊦（僖公二十八年には）「衛侯出奔楚」とあって、名をいっていない、から。爵に連ねてたずねるということをしていない。「鄭伯突出何以名」といっていないのは、（ただ、ここで名をいっていることについて

だけたずねるのではなく）あわせて、上で一度名をいい、今ここでまた名をいっている、ことについてたずねるから、表現を呼應させたのである。

㊦注の「連爵問之」については、十六年の傳文に「衛侯朔何以名」とあり、哀公八年の傳文に「曹伯陽何以名」とあるのを参照。

注の「上巳名」については、十一年に「突歸于鄭」とあるのを参照。また、「使文相顧」については、同傳文に「突何以名」とあるのを参照。

團奪正也

㊦祭仲は突を追い出してもよい、ということを明らかにしたいから、またここで名をいって、突が正を奪ったことを著したのであり、人民の信望を失ったことを理由に記録したわけではない。月をいっているのは、大國の奔には例として月をいうからであり、（それは）乖離の禍を重んじるからである。小國には例として時をいう。

經鄭世子忽復歸于鄭

團其稱世子何

㊦上の出奔では「世子」を稱していないから。

㊦十一年に「鄭忽出奔衛」とある。

團復正也

㊦（ここで）「鄭忽」と言おうとすれば、出奔したときも、もどったときも、國君に匹敵した場合と同じ表現になり、かえって、上の「鄭

忽「十一年」を國君に匹敵した場合としてしまう、かにまぎらわしいから、「世子」を稱したのである。(つまり、「世子」を稱しているのは) 正にもどつたことを明らかにすることによって祭仲の權の效驗を示したのであり、また、上が、國君に匹敵した場合ではない、ということを解説するため(の手立て)でもある。

附注の「當國」については、莊公九年に「齊小白入于齊」とあり、傳に「曷爲以國氏 當國也」とあるのを参照。

團曷爲或言歸 或言復歸

復歸者 出惡歸無惡 復入者 出無惡入有惡 入者 出入惡 歸者 出入無惡

⑤ いづれもみな、もどつたときにはじめて區別するのは、國に入つて命を犯せば、その禍は重大となる、からである。忽は未だ成君ではなかつたから、出奔しても絶つべきでないのに、出るのに惡であつたときとされているのは、死ぬことの榮譽には及ばないからである。入るのに惡が無かつたとされているのは、出ても絶つべきでないならば、もどつても國を盗んだことにはならない、からである。

經許叔入于許

⑥ 「叔」と稱しているのは、《春秋》の前に爵を失つていて、字をいう例に屬する、からである。「入」とは、出るにも入るにも惡であつた場合であり、「上の傳文」、誅すべきことを明らかにしたのである。出た時のことを書いていないのは、小國を畧したのである。

經公會齊侯于鄙

經邾婁人牟人葛人來朝

團皆何以稱人

⑦ 「朝」と言っているから。

附隱公十一年の傳文に「諸侯來曰朝」とあるのを参照。

團夷狄之也

⑧ 桓公は行いが惡であつたのに、三人がつれだつて彼に朝事した。三人ならば衆であり、衆ならば責めるに値するから、夷狄とみなしたのである。

附『國語』周語上に「人三爲衆」とあるのを参照。

經秋九月鄭伯突入于櫟

團櫟者何 鄭之邑

曷爲不言入于鄭

⑨ 齊の陽生が陳乞の家で立つた場合には、「入于齊」と言っている、から。

附哀公六年に「齊陽生入于齊」とあり、つづいて「齊陳乞弑其君舍」と

あり、後者の傳に「景公死而舍立 陳乞使人迎陽生于諸其家(中畧)」

陳乞曰 此君也已 諸大夫不得已 皆遯巡北面 再拜稽首而君之爾

自是往弑舍」とあるのを参照。

團末言爾

⑤「末」は、淺である。國(都)に入った「入于鄭」と言っていないことの意味を解説したのである。

團曷爲末言爾

⑥ともに篡奪であるから。

團祭仲亡矣

⑦「亡」は、死亡である。祭仲が死亡すれば、鄭の國は容易に得られる。だから、(突が)邑に入れば、(それだけで)忽は危いのであって、國(都)に入るまでもない、ということを明らかにしたのである。「君は死に、國は亡びるにちがいない」「十一年傳文」という豫測の效驗を示すため(の手立て)である。

團然則曷爲不言忽之出奔

⑧上では「出奔」を言っているから。

⑨十一年に「鄭忽出奔衛」とある。

團言忽爲君之微也 祭仲存則存矣 祭仲亡則亡矣

⑩忽は鴻毛よりも微弱で、ほとんど匹夫が出奔したかのようにであった、ということを明らかにしようとするから、もはや(出奔を)記録しないのである。いづれもみな、祭仲の言葉「十一年傳文」をしめくり、危険「權」を無意味に行ったのではないという點に關する嫌疑をはらす、ため(の手立て)である。

⑪傳注の「祭仲之言」については、徐疏に「十一年雖不出祭仲之口 但傳

家爲祭仲而爲此辭 故得云祭仲之言也」とある。

⑫冬十有一月公會齊侯宋公衛侯陳侯于侈伐鄭

⑬月をいっているのは、諸侯が突を征伐したことをほめるから、義兵を善録したのである。「伐」(だけ)を擧げて重大視する、ことをしていないのは、兵を用いることは、會することよりも重大であるが、「伐」だけを書く)月をいっているのが、桓公がする討伐は危険であるため擧げたのであって、義兵のために記録したのではない、かにまぎらわしいから、さらに「會」を記録したのである。

⑭左氏傳文には「冬會于袤 謀伐鄭 將納厲公也 弗克而還」とあって、「厲公」とは突のことであるから、何休の事實認識とは異なっている。

〔桓公十六年〕

⑮十有六年春正月公會宋公蔡侯衛侯于曹

⑯夏四月公會宋公衛侯陳侯蔡侯伐鄭

⑰秋七月公至自伐鄭

⑱もどったことをいっているのは、桓公がよく同類をにくみ、しきりに諸侯と義兵を行って鄭を伐った、ことをほめてである。もどったことを書く場合には、例として時をいう。ここで月をいっているのは、桓公がしきりに善人「諸侯」と義を行ったことをほめるから、もどったことをいい、さらに月を加えたのである。

⑲傳注の「同類」については、桓公は本來、篡奪者「惡人」であるから、

「同類」と言ったのである。

注の「比」については、十五年に「冬十有一月公會齊侯宋公衛侯陳侯于侈伐鄭」とある。なお、その附も参照。

### 經冬城向

經十有一月衛侯朔出奔齊

附衛侯朔何以名

⑩（僖公二十八年には）「衛侯出奔楚」とあって、名をいっていない、から。

團絶 曷爲絶之

⑪ともに（出）奔であるから。

團得罪于天子也 其得罪于天子奈何

見使守衛朔

⑫「朔」とは、十二箇月の朔政〔こよみ、政令〕の事である。（つまり）月ごとに廟に朝して朔を告げるためのものである。

附文公六年の注に「禮 諸侯受十二月朔政於天子 藏于大祖廟 每月朔

朝廟 使大夫南面奉天子命 君北面而受之 比時使有司先告朔 謹之至也」とあるのを参照。

團而不能使衛小衆

⑬この時、天子が（衛侯に）小衆を徵發させたのに、（衛侯は）行かせることが出来なかったのである。

團越在岱陰齊

⑭「越」は、走と同じである。「岱」は、岱宗、（つまり）泰山である。

山の北側を「陰」という。先に「岱陰」と言い、後に「齊」と言っているのは、名山・大澤は諸侯に封じない〔諸侯の領地にしない〕ということを明らかにしたのであり、（それは）天地自然の利は、人の力で左右できるものではなく、本来、百姓と共にすべきものである、と考えるからである。傳が、朔が岱陰にいたことを著わしているのは、天子はこの時、五國の兵と手を結んで早急に朔を誅することが出来なかった、ということを示したのである。

附注の「先言岱陰後言齊者云云」については、『禮記』王制篇に「名山大澤不以封」とあり、注に「與民同財 不得障管」とあるのを参照。

莊公五年に「冬公會齊人宋人陳人蔡人伐衛」とあって、注の「五國」とは、この五國を指すのであろう。ただし、莊公五年の場合、五國は朔と手を結んだのである。

團屬負茲舍 不即罪爾

⑮「屬」は、託である。天子が病氣になった場合は「不豫」と稱し、諸侯の場合は「負茲」と稱し、大夫の場合は「犬馬」と稱し、士の場合は「負薪」と稱する。「舍」は、止である。病氣を理由に止まり、罪に就かなかったのである。

附『太平御覽』卷第七百三十九に引く『白虎通』に「天子疾稱不愈 諸侯稱負子 大夫稱負薪 士稱犬馬」とあるのを参照。

### 〔桓公十七年〕

經十有七年春正月丙辰公會齊侯紀侯盟于黃

經二月丙午公及邾婁儀父盟于雒

⑩ (邾婁は) 本来、(《春秋》以前に) 爵を失っていて、名をいう例に屬しており、中間では、桓公に朝したため、「人」を稱している。今ここで名をいっていないのは、おそらく、儀父は最も先に隱公と盟ったと考えるからであり、元功の臣に對しては、誅することはあっても、絶つことはない、ということを明らかにしたのである。

附注の「中朝桓公稱人」については、十五年に「邾婁人、牟人、葛人來朝」とある。

注の「儀父最先與隱公盟」については、隱公元年に「三月公及邾婁儀父盟于昧」とある。

なお、莊公十年の傳文に「州不若國 國不若氏 氏不若人 人不若名 名不若字 字不若子」とあるのを参照。

經五月丙午及齊師戰于奚

⑪ 夏は陽であり、月は陰である。(ここで)「夏」をとり去っているのは、夫人「陰」が公「陽」に繋がらないことを明らかにしたのである。この戦は、おそらく、桓公が、同はわが子ではないと言った(と夫人が言った)ことに由るものであろう。

附莊公元年の傳文に「夫人譖公於齊侯 公曰 同非吾子 齊侯之子也」とあるのを参照。

經六月丁丑蔡侯封人卒

經秋八月蔡季自陳歸于蔡

⑫ 字を稱しているのは、次のようなわけである。蔡侯封人には子が無く、季が順序として立つべきであったが、封人は獻舞を立てようとして季を迫害した。(そのため)季は難を避けて陳に行った。封人が死ぬと、(季は)國にもどって奔喪し、思慕すること三年、最後まで怨みをもたなかった。だから、賢として字をいったのである。(陳に)出奔したことを書いていないのは、季が奔喪するためにもどったことを示そうとするから、出奔してもどったのではない、かのようにしたのである。「弟」を稱していないのは、季が父兄の尊を享受しないことをあらわし、天子の大夫たるべきことを示したのである。天子の大夫は、諸侯と、親として(の稱謂によって)通じることが出来ない。だから、魯の季子・紀季は、いづれも、その氏をとり去っているのである。ただ、卒をいう場合に限って、親を恩録する。季友・叔肸が卒した場合が、その例である。

附注の「不受父兄之尊」及び「不得與諸侯親通」については、隱公七年他の穀梁傳文に「諸侯之尊 弟兄不得以屬通」とあるのを参照。

注の「魯季子紀季皆去其氏」については、閔公元年に「季子來歸」とあり、莊公三年に「秋紀季以鄒入于齊」とある。

注の「唯卒以恩録親 季友叔肸卒是也」については、僖公十六年に「三月壬申公子季友卒」とあり、宣公十七年に「冬十有一月壬午公弟叔肸卒」とある。

經癸巳葬蔡桓侯

〔桓公十八年〕

⑤〔「公」ではなく〕「侯」を稱しているのは、また、臣子の立場からの言い方をやめたのである。(つまり)賢弟がいるのに任用することが出来ず、かえってこれを迫害して獻舞を立て、國が蠻荆に合併されたも同然になってしまったから、季を賢とし、桓を抑えて「侯」を稱したのである。その事を示すため(の手立て)である。

⑥注の「亦奪臣子辭也」については、元年の注に「不致之者 爲下去王 適足以起無王 未足以見無王罪之深淺 故復奪臣子辭成誅文也」とあるのを参照。

注の「國幾并於蠻荆」については、莊公十年に「秋九月荆敗蔡師于莘 以蔡侯獻舞歸」とある。

經及宋人衛人伐邾婁

經冬十月朔日有食之

⑦この後、夫人が(齊侯に)公のことを悪く言ったことが原因で、(公は)齊侯に誘い出されて殺されることになる。日を取り去っているのは、桓公は行いが悪であるから、内「魯」のために、日無くして、「まもなく」殺されることを、深く危懼した、ということを書わしたのである。

⑧『漢書』五行志下之下に「董仲舒以爲言朔不言日 惡魯桓且有夫人之禍 將不終日也」とあるのを参照。また、莊公元年の傳文も参照。

經十有八年春王正月公會齊侯于濼

公夫人姜氏遂如齊

團公何以不言及夫人

⑨(僖公十一年には)「(夏)公及夫人(姜氏)會齊侯于陽穀」とあるから。團夫人外也

⑩夫人がすでに公に絶外されていた、と言うようなものである。

團夫人外者何 内辭也

⑪内「魯」についての、公のために諱んだ表現である。

團其實夫人外公也

⑫この時、夫人は齊侯と淫通して、公のことを悪く言ったから、このように言うのである。「遂」と言っているのは、夫人はもともと公といっしょに出て、濼で齊侯と會したから、(公と)あわせて「遂如齊」と言える、ということを示したのである。「會」に夫人を書かず、「遂」に(だけ)夫人を書いているのは、「遂」が夫人の側にあった、ということ、(つまり)齊侯が公を誘ってそのまま齊に行かせたのは、夫人が公のことを悪く言ったからである、ということ、明らかにしたのである。

⑬「遂」については、八年の傳文に「遂者何 生事也」とあり、注に「生猶造也 專事之辭」とあるのを参照。

經夏四月丙子公薨于齊

⑨齊が公を誘い出して殺した、というふうに書いていないのは、深く恥を諱んだのである。地をいっているのは、(君が)外で大國に殺されるというのは、國にとって非常に危険なことであり、國は(君より)重いため、(君を)いたんでなどいられない、からである。

⑩注の前半については、昭公十一年に「夏四月丁巳楚子虔誘蔡侯般殺之于申」とあるのを参照。

注の後半については、隱公十一年の傳文に「公薨 何以不地 不忍言也」とあり、閔公二年の傳文に「公薨 何以不地 隱之也」とあるのを参照。なお、「此」は、按勘記に従って、「尤」に改める。

#### 經丁酉公之喪至自齊

⑪一般に、公が外で薨じてもどつた場合に日をいうのは、危み痛んである。外は、厄難につけこんで喪を伐つものが多く、内は、便に乗じて起つものが多いから、戒慎しないわけにゆかないのである。「之」(の字)を加えているのは、「喪」は死の一般的名稱であり、本來、死・生をわけるものであって、貴・賤を明らかにするものではないため、「公」に配すべき言葉ではないから、「之」を加えて絶縁したのである。

⑫注の「喪者死之通辭也」については、『白虎通』崩薨篇に「天子下至

庶人 俱言喪何 欲言身體髮膚 俱受之父母 其痛一也」とあるのを参照。

なお、注の「生死」は、按勘記に従って、「死生」に改める。

#### 經秋七月

經冬十有二月己丑葬我君桓公

團賊未討 何以書葬

⑬隱公の例があるから。

⑭隱公十一年の傳文に「何以不書葬 隱之也 何隱爾 弑也 弑則何以

不書葬 春秋君弑賊不討 不書葬 以爲無臣子也」とあるのを参照。

團讎在外也

讎在外 則何以書葬

⑮ともに讎であるから。

團君子辭也

⑯この時、齊は強く魯は弱くて、すぐに報復するのは無理であったから、君子は力を量り、とりあえず「葬」を書くことを許したのであり、讎に復(むか)へることが出来るようになっても復いなかったのであり、責めるのである。齊と狩をしたことを諱んでいるのが、それにあたる。

「桓」は、諡である。禮では、生前に爵をもち、死後に諡をもつ。善を勧め悪を懲らすため(の手立て)である。禮では、諸侯が薨ずると天子が諡を與え、卿大夫は君から諡を受け、天子だけは、天を稱して「天の名において」誅する。おそらく、祖祭(祖載)すれば諡でよぶと考えているのであろう。(この年に)「丁酉公之喪至自齊」とあり、(定公十五年)「丁巳葬我君定公 雨不克葬 戊午日下吳乃克葬」とあるのが、その證據である。「喪の到着時点では未だ諡がなく、一方、



未だ墓所に埋葬していなくとも、すでに諡がある、から。「公」を諡に配しているのは、最後は臣子がいる、という表現である。「葬」に日をいつているのは、「(葬は)生きている者の仕事である」「(隠公十一年傳文)」ということを示し、かつ、王者は使者をつかわして諸侯と共にこれに會するべきである、ということを示したものである。「我君」を加えているのは、内「魯」を詳録したのであり、君が薨じたときに場所をいうのと同じである。

附注の「諱與齊狩」については、莊公四年に「冬公及齊人狩于郟」とあり、傳に「公曷爲與微者狩 齊侯也 齊侯則其稱人何 諱與讎狩也」とある。

注の「禮諸侯薨云云」については、『禮記』曾子問篇に「賤不誅貴幼不誅長 禮也」とあり、注に「誅 累也 累列生時行迹 讀之以作諡 諡當由尊者成」とあり、つづいて、「唯天子稱天以誅之」とあり、注に「以其無尊焉 春秋公羊說以爲讀誅制諡於南郊 若云受之於天然」とあり、つづいて、「諸侯相誅 非禮也」とあり、注に「禮當請誅於天子也 天子乃使大史賜之諡」とあるのを参照。

注の「蓋以爲云云」については、『白虎通』諡篇に「所以臨葬而諡之何 因衆會欲顯揚之也 故春秋曰 公之喪至自乾侯 昭公死于晉乾侯之地 數月歸 至急當未有諡也 春秋曰 丁巳葬 戊午日下側乃克葬 明祖載而有諡也」とあるのを参照。また、同崩薨篇に「祖於庭何 盡孝子之恩也 祖者始也 始載於庭也 乘軸車辭祖禰 故名爲祖載也 禮曰 祖於庭 葬於墓」とあるのを参照。

注の「以公配諡者 終有臣子之辭」については、隱公十一年の傳文に「春秋君弑賊不討 不書葬 以爲無臣子也」とあるのを参照。また、隱公元年の傳文「昧者何 地期也」の注に「春秋以臣子書葬者 皆稱公」とあり、同二年の傳文「入國稱夫人」の注に「入國則尊尊 有臣子之辭」とあるのを参照。

注の「葬日者 起生者之事也」「疏に従って、「上」は衍文とみなす」については、隱公三年の傳文に「過時而日 隱之也」とあり、注に「痛賢君不得以時葬」とあるのを参照。ここでは、桓公は賢君ではないけれども、臣子「生者」の立場としては痛むべきである、ということであろう。

注の「加我君者云云」については、莊公三十二年に「八月癸亥公薨于路寢」とあり、注に「在寢地者 加錄内也」とあるのを参照。

#### 〔莊公元年〕

經元年春王正月

團公何以不言即位 春秋君弑子不言即位

君弑則子何以不言即位

④君位の繼承は絶えることがないから。

團隱之也 孰隱 隱子也

⑤その子の禍を痛んで、「即位」を言うに忍びないのである。

經三月夫人孫于齊

團孫者何 孫猶孫也

⑤「孫」は、遁〔のがれる〕と同じである。

④『義疏』に「何義蓋以上孫爲謙遜、下孫爲遁孫、故云猶也」とあるのを参照。ちなみに、昭公二十五年の左氏經「九月己亥公孫于齊次于陽州」の杜注に「諱奔 故曰孫 若自孫讓而去位者」とある。なお、惠棟『穀梁古義』は、注の「遁」は、循〔したがう〕の意である、としている。

團内諱奔謂之孫

⑤「于齊」と言っているのは、諱む表現を充分「完全」にしたのである。

團夫人固在齊矣 其言孫于齊何

⑤（桓公十八年に）「公夫人（姜氏）遂如齊」とあり、（その後）もどつて來たという表現がない、から。

團念母也

⑤もともと齊にいたのに、「孫」と書いているのは、母を思ったことを示すためである。

團正月以存君 念母以首事

⑤禮では、練祭〔一周忌〕は、（「正月」によって）君の存在を明らかにすることを手本とし、夫人がその祭事の首となる。この時、莊公は、練祭に際して、母を思って迎えようとしたのである。「迎」と書くべきところを、逆に「孫」と書いているのは、適切でないことを明らかにしたのである。

④穀梁傳文に「接練時錄母之變 始人之也」とあるのを参照。また、襄

公二十九年の傳文に「正月以存君也」とあり、注に「正月歲終而復始

臣子喜其君父與歲終而復始 執贄存之」とあるのを参照。

なお、この注はおかしい。傳の「事」は、祭事ではなくて、《春秋》の記事と解するべきであろう〔俞樾『平議』を参照〕。

團夫人何以不稱姜氏

⑤（閔公二年には）「夫人姜氏孫于邾婁」とあるから。

團貶 曷爲貶

⑤ともに「孫」という表現をとっているから。

團與弑公也 其與弑公奈何

夫人譖公於齊侯

⑤ありのままに告げるのを「訴」と言い、いつわるのを「譖」と言う。

團公曰 同非吾子 齊侯之子也

⑤齊侯と淫通して生んだ子である。

團齊侯怒 與之飲酒

⑤酔わせて殺そうとしたのである。禮では、飲酒は三爵をこえない。

④『禮記』玉藻篇に「君子之飲酒也 受一爵而色洒如也 一爵而言言斯

禮已三爵而油油 以退」とあるのを参照。

團於其出焉 使公子彭生送之

於其乘焉

⑤車に上ろうとした時に、である。

團擗幹而殺之

⑤「擗」は、折れる音である。車に上るのを扶け、手でその幹〔あば

ら」をぼきんと「orばりっと」折ったのである。

④『詩』齊風〈南山〉の疏には「何休云 幹脇、拉折聲」とあって、この注に比べて、「幹脇」の二字が多い。

團念母者所善也 則曷爲於其念母焉歟

⑤「貶は必ず、最も重大なところで行く」「僖公元年傳文」から。

團不與念母也

⑥母を思えば、父を忘れ、本に背くことになる。だから、文姜を絶つても、不孝とはせず「ここ」、蒯聵を距んでも、不順とはせず「哀公三年」、靈社を脅しても、不敬とはしない「莊公二十五年」。つまり、本を重んじ統を尊び、尊（の命）が卑に行われ、上が下に行われる、ようにするのである。貶しているのは、王法として、誅すべきであることを示したのである。ここに至ってはじめて貶しているのは、母を思うことを許さないからである。また、「孫」によって内「魯」のために義を示そうとするからである。（つまり）ただ追い出すだけにしておくべきであって、誅を加えてはならない、ということを示すためである。

⑦注の「故絶文姜云云」については、『春秋繁露』精華篇に「是故脅嚴社而不爲不敬靈（中畧） 辭父之命而不爲不承親 絶母之屬而不爲不孝 慈 義矣夫」とあり、『説苑』辨物篇に「故劫嚴社而不爲驚靈（中畧） 辭蒯聵之命而不爲不聽其父 絶文姜之屬而不爲不愛其母 其義之盡耶

其義之盡耶」とあるのを参照。

⑧夏單伯逆王姬

團單伯者何 吾大夫之命乎天子者也

⑨字を稱しているから。禮では、諸侯は、三年に一度、天子に士を貢擧し、天子は、爵命をあたえて諸侯にかえし、政治を補助させる。賢者に道をひらいて共に治めさせ、自分勝手にしないことを示す、ため（の手立て）であり、民を重んじる極致である。大國は三人を貢擧し、次國は二人を貢擧し、小國は一人を貢擧する。

⑩注の「諸侯」以下は、徐疏によると、『書傳』の文である。

團何以不稱使

⑪（僖公三十年には）「公子遂如京師」とあり、「如」と言うのは、内「魯」にとって、「使」を稱する表現に相當する、から。

⑫穀梁傳文に「其不言如何也」とあるのを参照。

團天子召而使之也

逆之者何 使我主之也

⑬「逆」は、魯が自分から往ったという表現である。魯を父母とし、嫁入りの主人役をさせるから、魯の使が自分から迎えることを許すのである。「于京師」と言わないのは、魯に主人役をさせるから、魯の女であって、（わざわざ）受けとらせる必要はない、かのようにしたのである。

團曷爲使我主之

㊦ 諸侯は一人ではないから。

㊧ 注の「之」は、按勘記に従って、「一」に改める。

㊨ 天子嫁女乎諸侯 必使諸侯同姓者主之

㊩ 諸侯で、天子と同姓の者である。

㊪ 諸侯嫁女于大夫 必使大夫同姓者主之

㊫ 大夫で、諸侯と同姓の者である。自分が主人とならないのは、身分が

釣り合わないからである。(つまり) 婚姻の禮を行えば、君臣の義を

傷ることになり、君臣の禮を行えば、婚姻のよしみを廢することにな

るから、必ず、同姓で血のつながりがあり、父としての道をなすにふ

さわしく、(しかも) とつぎ先と釣り合う者に、主人役をさせるので

ある。禮では、尊者が女を卑者に嫁がせる場合、必ず、諷指〔内示〕

を待たせる。卑者が先に求めることがないようにするためである。ま

た、嫁ぎ先を指斥〔斥言〕してはならない。陽が倡え陰が和する、と

いう道をのぼすのである。天子が女を諸侯に嫁がせる場合は、姪・娣

を備え、諸侯の禮と同じにする。義として、天子の尊によって人の繼

嗣の路を絶ってはならない、からである。そもそもこの記事を書いた

のは、天子をにくんである。禮では、齊衰〔喪服、魯侯を指す〕は

弁冕〔祭服、齊侯を指す〕と接せず、仇讎〔齊侯を指す〕とは婚姻を

交えない。

㊬ 注の「不自爲主者云云」については、『白虎通』嫁娶篇に「王者嫁女

必使同姓諸侯主之何 昏禮貴和 不可相答 爲傷君臣之義 亦欲使

女不以天子尊乘諸侯也」とあるのを参照。

注の「風旨」については、徐疏に「風猶放也」とあるが、『義疏』に

「風猶諷也」とあるのに従って、諷指〔内示〕の意に解する。なお、

すぐ上の「持」は、按勘記に従って、「待」に改める。

注の「天子嫁女於諸侯云云」については、十九年の傳文に「諸侯娶一

國 則二國往媵之 以姪娣從(中畧) 諸侯壹聘九女 諸侯不再娶」と

あるのを参照。なお、徐疏に「既不得再娶 適夫人沒 無姪娣 卽是

絶嗣之義」とある。

注の「主書者云云」については、穀梁傳文に「其不言如何也 其義不

可受於京師也 其義不可受於京師何也 曰 君躬弑於齊 使之主婚姻

與齊爲禮 其義固不可受也」とあり、范注に「魯桓親見殺于齊 若天

子命使爲主 則非禮大矣」とあるのを参照。また、下の「秋築王姬之

館于外」の穀梁傳文に「仇讎之人 非所以接婚姻也 衰麻 非所以接

弁冕也」とあるのを参照。

○ 秋築王姬之館于外

○ 何以書 譏 何譏爾

○ 築之禮也 于外非禮也

㊭ 「外」と言っていることから、内に築くべきであって、外は非禮であ

る、ことがわかる。禮では、同姓の者が、女を嫁がせるのに主人役を

するのであり、(その際) 必ず(格として) 夫人より下、羣公子より

上に、場所をあけるのである。この時、魯は、女を讎國に嫁がせよう

としたから、外に築いたのである。

團于外何以非禮

㊦内女〔魯女〕ではないから。

㊧注の「也」は、按勘記に従って、「女」に改める。

團築于外非禮也

㊨「于」は、遠いという表現である。守りが堅固でないためである。隣國に嫁がせようとしたという理由で譏りを除く、ことをしないのは、魯は、本来、(相手が)隣であるという理由で辭退することが出来たのに、なにもせずそのまま命を受け、しかも疏外したから、「非禮」と言ったのである。

㊩穀梁傳文に「築之外 變之正也」とあるのを参照。

團其築之何以禮

㊪禮では、あらかじめ設けておくべきである、から。

團主王姬者必爲之改築

主王姬者則曷爲必爲之改築

㊫諸侯の宮は一つではないから。

團於路寢則不可 小寢則嫌

㊬いづれも、わけへだてするためである。

㊭『禮記』曲禮上篇の疏に「何休云 路寢是君聽事之處 不可嫁他女

小寢是夫人所居 天王女宜遠別 不可住也」とあるのを参照。

團羣公子之舍

㊮女公子をいう。

團則以卑矣

㊯卑しすぎると考えるのである。

團其道必爲之改築者也

㊰上の傳でこのように言っていることから、(格として)夫人より下で羣公子より上のものを築くべきであることがわかる。「築」には、例として、時をいう。

經冬十月乙亥陳侯林卒

經王使榮叔來錫桓公命

團錫者何 賜也

㊱上が下に與えるという表現である。

團命者何 加我服也

㊲衣服を増加して、諸侯と異なるようにさせたのである。禮では、九錫がある。第一が車馬、第二が衣服、第三が樂則、第四が朱戸、第五が納陛、第六が虎賁、第七が弓矢、第八が鉄鉞フネツ、第九が拒鬯フネツで、いづれもみな、善を勧め不能を扶けるためのものである。「命」と言っている「服」と言わないのは、命(そのもの)を重んじ、その財物を重んじない、からである。禮では、百里(の國)は九命をこえず、七十里は七命をこえず、五十里は五命をこえない。

㊳注の「禮有」から「不能」までは、徐疏によると、『禮緯含文嘉』の文である。

注の「禮百里云云」については、『禮記』王制篇に「公侯田方百里 伯七十里 子男五十里」とあるのを参照。また、『周禮』典命に「上

公九命（中畧）侯伯七命（中畧）子男五命」とあり、『白虎通』考黜篇に「五十里不過五賜而進爵土 七十里不過七賜而進爵土」とあるのを参照。

團其言桓公何

④ 文公に命を賜わった場合には、諡をいっていない、から。

⑤ 文公元年に「天王使毛伯來錫公命」とある。

團追命也

⑥ 諡を擧げていることから、死者への追命であることがわかる。禮では、生前に善行があれば、死後に善諡を加えるのであって、さらに錫を加えることはない。「天王」と言っていないのは、桓公は行いが實に悪であったのに、かえってこれに追錫し、天道にさからったから、このように言ったのである。

⑦ 『通典』卷第七十二に引く『五經異義』に「春秋公羊穀梁說 王使榮叔錫魯桓公命 追錫死者非禮也」とあり、穀梁傳文に「生服之 死行之 禮也 生不服 死追錫之 不正甚矣」とあるのを参照。なお、注の「尤悖」は、連文として讀む。

經王姬歸于齊

團何以書 我主之也

⑧ 魯が女の主人役として父母の道をおこなったから、恩録して書いたのである。内女「魯女」が嫁ぐには、例として、月をいう。外女に月をいわないのは、聖人は人情を探って恩（禮）を制するのであるが、

（外女は）實に魯女に及ばない、からである。

經齊師遷紀邾鄆部

團遷之者何 取之也

⑨ 「師」と稱していることから、（實は）取ったことがわかる。

團取之 則曷爲不言取之也

⑩ （隱公四年には）「莒人伐杞取牟婁」とあるから。

團爲襄公諱也

⑪ 襄公は、紀に復讎しようとしたから、孤弱なものを先にして、その邑を取ったのである。（つまり）もともと、利のために擧兵したわけではないから、（襄公の）ために諱んだのである。「伐」を擧げていないのは、諱む表現に順ったのである。

⑫ 「復讎」については、四年の傳文を参照。

團外取邑不書 此何以書 大之也 何大爾

自是始滅也

⑬ 紀を大いに滅すことが、ここから始まったから、重んじて書いたのである。

⑭ 「滅紀」については、四年の傳文を参照。

〔莊公二年〕

經二年春王二月葬陳莊公

經夏公子慶父帥師伐於餘丘

團於餘丘者何 邾婁之邑也 曷爲不繫乎邾婁 國之也 曷爲國之 君存焉爾

⑤慶父は年少で兵をひきいたのに、(月を書いて?)譏っていないのは、「弟」と言わないことによって、そのことも(おのずと)示される、からである。

⑥文公元年の注に「不稱王子者 時天子諸侯不務求賢而專貴親親 故尤其在位子弟 刺其早任以權也 魯得言公子者 方錄異辭 故獨不言弟也 諸侯得言子弟者 一國失賢輕」とあるのを参照。  
なお、按勘記に従って、經の「餘丘」の上に、「於」を補う。

⑦秋七月齊王姬卒

⑧外夫人不卒 此何以卒 錄焉爾

曷爲錄焉爾

⑨王の後の崩御でさえ記録しない、から。

⑩我主之也

⑪魯が女の主人役として父母の道をおこなったから、卒をいって詳録し、恩禮があるべきことを明らかにしたのである。内女「魯女」の卒には、例として、日をいう。外女の卒に日をいわないのは、實に魯女に及ばないからである。

⑫多十有二月夫人姜氏會齊侯于郟

⑬(この記事を)書いたのは、婦人は外交してはならず、外交すれば、淫通したも同然である、からである。もどったことをいわないのは、

もともと外出する理由がなかったからである。外出する理由があつてはじめて、もどったことをいうのであり、奔喪した場合にもどったことをいうのが、その例である。

⑭注の前半については、『白虎通』喪服篇に「婦人無外事 防淫泆也」とあるのを参照。また、穀梁傳文に「婦人既嫁不踰竟 踰竟非正也」とあるのを参照。また、婦人不言會 言會非正也」とあるのを参照。

⑮注の後半については、文公九年に「夫人姜氏如齊」とあり、注に「奔父母之喪也」とあり、同年に「三月夫人姜氏至自齊」とあるのを参照。また、『禮記』雜記下篇に「婦人非三年之喪 不踰封而弔 如三年之喪 則君夫人歸」とあり、注に「奔父母喪也」とあるのを参照。

⑯乙酉宋公馮卒

〔莊公三年〕

⑰三年春王正月溺會齊師伐衛

⑱溺者何 吾大夫之未命者也

⑲討伐をした大夫に卒をいわないのは、莊公が臣子に對する恩に薄かったから、大夫に卒をいわないのであり、桓公の場合と同義である。月をいっているのは、衛の朔が背叛して出奔した「桓公十六年」ため、天子は新たに衛の公子留を立てたのに、齊・魯は天子を憚る氣持がなく、衛を伐ったから、悪が(普通の)「伐」より重いことを明らかにするために、月をいっただのである。

④ 注の「與桓同義」については、桓公十一年の注に「所以不卒柔者 深薄桓公 不與有恩禮於大夫也」とあるのを参照。なお、隱公九年の注に「未命所以卒之者 賞疑從重」とあって、未命の大夫でも、普通は、卒をいうのである。

#### 經夏四月葬宋莊公

⑤ 莊公馮は、篡奪が（以前に）明らかにされていないのに、（ここで）「葬」を書いている〔篡奪を明らかにしない〕のは、篡奪（の罪）が計量によって除かれるからであって、他の事を示すために（あえて）明らかにしない、ということではない。

⑥ 徐疏に「春秋之例 篡不明者 皆貶去其葬以見篡」とある。また、「正以其父繆公有讓國之善 故計其父功而除其篡罪」とある。なお、隱公三年の注に「繆公亦死而讓 得爲功者 反正也」とあるのを参照。

#### 經五月葬桓王

⑦ 團此未有言崩者 何以書葬

蓋改葬也

⑧ 「改」は、更である。改葬は服が軽いから、月をいわないはずであるのに、月をいつているのは、この時、非常の變があつたわけではなく、單にぜいたくのために改葬したから、悪んで詳録したのである。（この記事を）書いたのは、諸侯に恩禮があるべきだからである。

⑨ 注の「改葬服輕」については、『儀禮』喪服に「改葬緦」とあり、穀梁傳文に「改葬之禮緦 舉下 緦也」とあるのを参照。

注の「非常之變」については、喪服の注に「謂墳墓以他故崩壞 將亡失尸柩也」とあるのを参照。

注の「榮奢改葬」については、徐疏に引く春秋說に「恒星不見（夜明） 周人榮奢 改葬桓王冢 死尸復擾 終不覺」とある。なお、『穀梁』の楊疏によると、これは『感情符』の文である。

注の「書者云云」については、文公九年の傳文に「王者不書葬 此何以書（中畧） 我有往者則書」とあり、注に「謂使大夫往也 惡文公不自往 故書葬以起大夫會之」とあるのを参照。

#### 經秋紀季以鄆入于齊

⑩ 團紀季者何 紀侯之弟也 何以不名 賢也

何賢乎紀季

⑪ 叛いたから。

⑫ 團服罪也 其服罪奈何

魯子曰 請後五廟以存姑姊妹

⑬ 紀は齊の讎であつて、不正であり、（しかも）齊は大國で紀は小國であつたため、季は（紀が）必ず亡ぼされることを豫知したから、鄆をひきいて、齊に對する先祖の罪に、前もって服し、五廟の後を立てることを請い、鄆によってその祭祀を奉じて、姑姊妹（の歸省する所）を存続させたのである。字を稱して賢としているのは、先祖を存した功によって、出奔の罪が除かれる、からであり、權（宜）を知っていたことを明らかにしたのである。「入」と言っているのは、難辭「難



澀したという表現」である。賢明なる季には、兄のもとを去って齊に入ることを澀る気持ちがあったから、そのことをあらわしたのである。男は、女で（自分より）先に生まれた者を「姉」とよび、後に生まれた者を「妹」とよび、父の姉妹を「姑」とよぶ。

傳注の「先祖有罪於齊」については、四年の傳文に「哀公享乎周 紀侯 譖之」とあるのを参照。

傳・注の「存姑姊妹」については、徐疏に「外出之女有所歸趣」とある。

注の「男謂女先生云云」は、『爾雅』釋親の文である。

經冬公次于郎

④「次」とは、兵が舍止するという意味の名辭である。

傳穀梁傳文に「次 止也」とある。

傳其言次于郎何

⑤國內の兵は書かないはずである。「公斂處父が師をひきいて到着した」〔定公八年傳文〕場合に、（そのような）事件があったにもかかわらず、書いていない、のがその例である。

傳桓公十年の傳文に「郎者何 吾近邑也」とあるのを参照。なお、注の

「而當書」の「而」は、按勘記に従って、「不」に改める。

傳刺欲救紀而後不能也

⑥公が、人を救いにゆきながら、難を避けて途中でひきかえした、ことを惡むから、止次したことを書いて、そのことを示したのである。諸

侯は本来、救い合わなければいけない。強を抑え亂を消すため（の手立て）である。「次」には、例として、時をいう。

傳穀梁傳文に「有畏也」とあるのを参照。

〔莊公四年〕

經四年春王二月夫人姜氏饗齊侯于祝丘

⑦（この記事を）書いたのは、郟で會した場合と同義である。牛・酒を「犒」といい、飯・羹を加えるのを「饗」という。月をいつているのは、二度目の外出で、重大だからである。三度目の外出に月をいわずは、文を省畧してもおのずとわかる、という例である〔？〕。

傳注の「與會郟同義」については、二年に「冬十有二月夫人姜氏會齊侯于郟」とあり、注に「書者 婦人無外事 外則近淫」とある。

注の「三出不月」については、五年に「夏夫人姜氏如齊師」とある。

なお、注の「省文從可知例」は、句作りがよくわからない。桓公五年の注に「從可知故省文也」とあり、僖公五年の注に「省文從可知」とあるのを参照。

經三月紀伯姬卒

⑧禮では、天子・諸侯は、期「二年」の喪に服すべきもの（以下）とは（喪服關係を）絶ち、大夫は、總「三箇月」の喪に服すべきものとは（喪服關係を）絶つ。（ただし）天子については、二王の後に嫁いだ女に限り、諸侯については、（他の）諸侯の夫人となった女に限り、

恩を伸ばしてもよいから、卒をいうのである。

傳 穀梁傳文に「外夫人不卒 此其言卒何也 吾女也 適諸侯 則尊同

以吾爲之變卒之也」とあり、范注に「禮諸侯絕傍葦 姑姊妹女子嫁

於國君者 尊與己同 則爲之服大功九月」とあるのを参照。また、

「儀禮」喪服の大功章に「君爲姑姊妹女子嫁於國君者 傳曰 何以

大功也 尊同也 尊同則得服其親服」とあり、疏に「國君絕期已下、

今爲尊同 故亦不降 依嫁服大功」とあるのを参照。

經 夏齊侯陳侯鄭伯遇于垂

經 紀侯大去其國

團 大去者何 滅也 孰滅之 齊滅之 曷爲不言齊滅之 爲襄公諱也 春

秋爲賢者諱

何賢乎襄公

④ 楚の莊王も賢であるのに、「滅蕭」〔宣公十二年〕とあって、(莊王の)

ために諱んでいない、から。

團 復讎也 何讎爾 遠祖也

哀公亨乎周

④ 「亨」は、煮て殺すことである。

團 紀侯譖之 以襄公之爲於此焉者 事祖禰之心盡矣 盡者何

襄公將復讎乎紀 卜之曰 師喪分焉

④ 龜のを「卜」といい、著のを「筮」という。「分」は、半である。師

がその半分をうしなうということである。

傳 「禮記」曲禮上篇に「龜爲卜 筮爲筮」とあるのを参照。

なお、徐疏に「卜之者謂襄公之辭」とある。

團 寡人死之

④ 襄公が卜者に答えた言葉である。

傳 「通義」及び「義疏」は、上の「師喪分焉」も含めて、すべて、襄公

の命卜の言葉である、としている〔ただし、細部の解釋は、兩者で異

なる〕。

團 不爲不吉也 遠祖者幾世乎 九世矣 九世猶可以復讎乎

雖百世可也

④ 「百世」とは、極言した「大げさに言った」のであり、『詩』に「聳

えたつ嶽は、高く、天にもとどく」「大雅崧高」といい、「君子は萬

年」「小雅瞻彼洛矣」といっているのと、同じである。

團 家亦可乎

④ 「家」とは、大夫の家をいう。

團 曰不可

國何以可

④ 家の場合はいけないから。

團 國君一體也 先君之恥猶今君之恥也 今君之恥猶先君之恥也

④ 「先君」とは、哀公をいう。「今君」とは、襄公をいう。その恥は同

じである、ということである。

團 國君何以爲一體

④ 一世ではないから。

團國君以國爲體 諸侯世 故國君爲一體也

④たとえ百世でも、號はなお「齊侯」を稱するのである。

團今紀無罪

⑤今の紀侯である。

團此非怒與

⑥「怒」は、怒りを遷す「やつあたりする」ということであり、齊人の語である。これは、先祖への怒りを子孫に遷したことになるのか。

⑦『論語』雍也篇に「有顔回者 好學 不遷怒 不貳過」とあるのを參照。

なお、王念孫は、この注を非とし、「怒」は「弩」に通じて、過度の意である、としている【『經義述聞』】。

團曰非也 古者有明天子 則紀侯必誅 必無紀者 紀侯之不誅 至今有紀者 猶無明天子也

古者諸侯必有會聚之事相朝聘之道 號辭必稱先君以相接 然則齊紀無說焉 不可以並立乎天下

⑧「無說」とは、說憚する「よろこびたのしむ」ことがない、ということである。

⑨王引之『經義述聞』は、この注を非とし、傳文の「說」は、上の方の「號辭」にあたる、としている。

團故將去紀侯者 不得不去紀也

有明天子 則襄公得爲若行乎

⑩「若」は、如（此）である。かくの如き行いをなすことが許されるの

か、というようなものである。

團曰不得也 不得則襄公曷爲爲之

上無天子 下無方伯

⑪いても治に益がないのを「無」という。『易』に「しんとして、人がいない」「豊卦上六爻辭」といっているのと、同じである。

團緣恩疾者可也

⑫「疾」は、痛である。襄公を賢として、ために諱んでいるのは、復讐の義によって、人を滅した悪が除かれる、からである。「大去」と言っているのは、襄公のために義を明らかにしたのである。（つまり）單に、追い出して他にうつらせるだけにしておくべきで、取って所有してはならない、ということであり、（襄公が）義を亂したことを明らかにしたのである。「文」「實」（の義）をなさないのは、諱もうとするため、貶するわけにゆかない、からである。

⑬注の「但當遷徙去之 不當取而有」「取有有」は、按勘記に従って、「取而有」に改める」については、下の傳文に「復讐者 非將殺之 逐之也」とあるのを參照。

注の「不爲文實者云云」については、僖公元年・二年・十四年・宣公十一年の傳文に「實與而文不與」とあるのを參照。

團六月乙丑齊侯葬紀伯姬

團外夫人不書葬 此何以書

⑭郟の季姫の例があるから。

輔僖公十六年には「夏四月丙申郕季姬卒」とだけあって、「葬」は書かれていない。

團隱之也 何隱爾

其國亡矣 徒葬於齊爾

⑤「徒」は、臣子がいないという表現である。國が減んで臣子がおらず、徒「いたづら」に、齊侯に葬られたから、痛んで書き、魯が閔傷して臨むべきことを明らかにしたのである。「卒」に日をいわず、「葬」に日をいつているのは、本来なら魯が葬るべきであるから、恩録の表現を「葬」の方に移したのである。

輔注の「卒不日云云」については、上に「三月紀伯姬卒」とあるのを参照。なお、徐疏に「春秋之義 内女卒例日」とある。

注の「所殺」の「殺」は、按勘記に従って、「葬」に改める。

團此復讎也 曷爲葬之

⑥恩と怨とは兩立しないから。

團滅其可滅 葬其可葬 此其爲可葬奈何 復讎者 非將殺之 逐之也

以爲雖週紀侯之殯 亦將葬之也

⑦「以爲」とは、假設のことばとして言ったのである。大斂によって棺にうつすのを「殯」という。夏后氏は阼階の上に殯した。生存しているかのようにしたのである。殷人は兩楹の間に殯した。賓客と主人とがはさむようにしたのである。周人は西階の上に殯した。賓客扱いしたのである。「齊侯」と稱しているのは、伯姬を葬り、適切な措置であった、ことをほめてである。

輔注の「以爲者云云」については、僖公二十二年の傳文に「以爲雖文王之戰 亦不過此也」とあるのを参照。なお、『義疏』に「凡未事而億度之 皆曰以爲」とある。

注の「以大斂而徙棺曰殯」については、『禮記』檀弓上篇に「飯於牖下 小斂於戸内 大斂於阼 殯於客位 祖於庭 葬於墓 所以即遠也」とあるのを参照。なお、斂とは收藏の意であり、「大斂」の語は「殯」をも含んで用いられることがある。

注の「夏后氏云云」については、『禮記』檀弓上篇に「夏后氏殯於東階之上 則猶在阼也 殷人殯於兩楹之間 則與賓主夾之也 周人殯於西階之上 則猶賓之也」とあるのを参照。

經秋七月

經冬公及齊人狩于郕

團公曷爲與微者狩

⑧高侯と盟った場合には諱んでおり、ここで競って（禽獸を）追ったのも、恥は同じである、から。

輔二十二年に「秋七月丙申及齊高侯盟于防」とあり、傳に「齊高侯者何 貴大夫也 曷爲就吾微者而盟 公也 公則曷爲不言公 諱與大夫盟也」とある。

團齊侯也

⑨「公」をとり去っていないことから、（實は）齊侯であることがわかる。

團齊侯則其稱人何 諱與讎狩也

④禮では、父母の讎とは、ともに天を戴かず、兄弟の讎とは、國を同じくせず、九族の讎とは、郷黨を同じくせず、朋友の讎とは、市朝を同じくしない。「人」と稱しているのは、微者であるかのようにしたものである。(諱む方法として)「公」をとり去らず、「齊人」と言っている。「公」をとり去って「齊侯」と言う、ことをしないのは、公は齊の微者とあうことが出来るが、魯人は、みな復讐すべきであるため、義として、齊侯とあうことが出来ない、からである。

④注の「禮父母之讎云云」については、『禮記』曲禮上篇に「父之讎

弗與共戴天 兄弟之讎 不反兵 交遊之讎 不同國」とあり、『大戴禮』曾子制言上篇に「父母之讎 不與同生 兄弟之讎 不與聚國 朋友之讎 不與聚郷 族人之讎 不與聚隣」とあり、『白虎通』誅伐篇に「父之讎 不與共天下 兄弟之讎 不與共國 朋友之讎 不與同朝 族人之讎 不共鄰」とあるのを参照。

注の「魯人」については、「公」をとり去れば、主語は魯の微者、つまり魯人ということになる。

團前此者有事矣

④(三年に)「湯會齊師伐衛」とある。

團後此者有事矣

④(八年に)「師及齊師圍盛」とある。

④注の「盛」は、經の原文では「成」に作っており、傳に「成者何 盛也」とある。

團則曷爲獨於此焉譏 於讎者將壹譏而已 故擇其重者而譏焉

莫重乎其與讎狩也

④「狩」は、上は、宗廟を奉持するためのものであり、下は、軍事を教習するためのものである。

④團於讎者則曷爲將壹譏而已 讎者無時焉可與通 通則爲大譏 不可勝譏 故將壹譏而已 其餘從同同

④その他の軽いものは、重いものと義が同じであるということに従って、もはや譏らず、すべて、讎がない場合と表現を同じにする。文を省き、別の義を通じさせる、ため(の手立て)である。全部で二つの同(に従う)であるから、「同同」と言っているのである。

④徐疏に「輕者不譏 見與重者同 一同也 都與無讎同文論之 一同也 故曰 凡二同矣」とある。

〔莊公五年〕

經五年春王正月

經夏夫人姜氏如齊師

經秋倪黎來來朝

團倪者何 小邾婁也

④小邾婁國である。

團小邾婁則曷爲謂之倪 未能以其名通也

④「倪」は、小邾婁の都邑である。この時、まだ附庸となっていなかつ

たため、小邾婁という名によって（公式に）通用することが出来ないから、畧して「倪」と言ったのである。

㊦桓公二年の注に「附大國 以名通」とあるのを参照。  
團黎來者何 名也

其名何

㊧僖公七年では「子」と稱しているから。

㊨僖公七年に「夏小邾婁子來朝」とある。

團微國也

㊩これはきわめて微（國）であるのに、（經に）あらわされているのは、後に齊の桓公に付き従ったからであり、僖公七年のために本を張った文である。

㊪僖公七年の注に「至是所以進稱爵者 時附從霸者朝天子 旁朝罷 行進 齊桓公白天子進之 固因其得禮 著其能以爵通」とあるのを参照。

經冬公會齊人陳人蔡人伐衛

團此伐衛何 納朔也 曷爲不言納衛侯朔

㊫（僖公二十五年には）「（秋楚人圍陳）納頓子于頓」とあって、「納」と言っている、から。下で、朔が入り、公が入ったことについて「伐」からもどったとし、齊人が来て衛の寶をおくっている、ことから、朔を納めるために伐ったことがわかる。

㊬六年に「夏六月衛侯朔入于衛」とあり、「秋公至自伐衛」とあり、「冬齊人來歸衛寶」とある。

團辟王也

㊭王者の兵をはばかったのである。（下の）「王人子突」がそれである。

伐っただけでたち去り、留まって朔を納めることはしなかった、かのように表現したのであり、その義を正し、同時に、内「魯」のために諱む、ため（の手立て）である。

### 〔莊公六年〕

經六年春王三月王人子突救衛

團王人者何 微者也 子突者何

㊮（まとめて「王人子突者何」とたずねずに）分けてたずねているのは、「人」を稱して上におかれており、また、僖公八年には「王人」とだけあって字を稱していない、ため、（問者が）二人「王人と子突」ではないかと疑った、からである。

㊯僖公八年に「春王正月公會王人齊侯宋公衛侯許男曹伯陳世子款（鄭世子華）盟于洮」とある。

團貴也

㊰貴子の稱である。

團貴則其稱人何

㊱王子瑕には「人」を稱していない、から。本来なら、「王子突」と言っ、諸侯に（王の）親戚であることを示し、諸侯を責める、べきなのである。

㊲襄公三十年に「王子瑕奔晉」とある。なお、注の「据」は、全體にか

けて讀むべきかもしれない「？」。

團繫諸人也

曷爲繫諸人

④ 「微を先に書いて大に及ぶことはしない」〔定公二年傳文〕から。

團王人耳

⑤ 王者を譏ったのである。朔が、泰山の北、齊にいた時、たった一使でもよびよせることができ、たった一夫でも誅することができたのに、ぐずぐずしていて、(朔に)五國の兵と手を結んで、天子が立てた者を伐ち、かえって自分を納めるように、させてしまい、(そのため)王は貴子突をつかわしたが、結局、救うことが出来ず、天下の笑いものとなった。だから、王者のために諱んで、微者をつかわしたのだから(救えなくても、致し方なく)、弱體さは輕微である「？」、かのよりに表現し、それに因って、内〔魯〕のために惡を減らしたのである。「救」には、例として、時をいう。ここで月をいつているのは、實際に微者であった、かにまぎらわしいから、詳録して、實際は貴子突であった、ことを示したのである。

⑥ 注の「刺王者」については、『春秋繁露』王道篇に「刺(中畧)王人救衛」とあるのを参照。

注の「朔在岱陰齊」については、桓公十六年の傳文を参照。

注の「交連五國之兵伐天子所立」については、五年に「冬公會齊人宋人陳人蔡人伐衛」とあるのを参照。また、三年の注に「天子新立衛公子留」とあるのを参照。

注の「王遣貴子突 卒不能救」については、『春秋繁露』王道篇に

「遣子突征衛 不能絶」とあるのを参照。

注の「弱愈」は、意味がよくわからない。なお、「愈」という語は、

隱公八年・莊公九年・莊公二十八年・僖公二十八年・宣公四年・定公元年・哀公十三年の注にもみえる。

經夏六月衛侯朔入于衛

團衛侯朔何以名

⑦ (襄公二十五年には)「衛侯入于陳儀」とあって、名をいっていない、から。

團絶 曷爲絶之

⑧ ともに「入」であるから。

團犯命也

⑨ 天子の命を犯すことは、きわめて重大である。

⑩ 桓公十六年の傳文を参照。

團其言入何

⑪ 頓子の場合には、さらに「入」を書いてはいない、から。

⑫ 僖公二十五年には「秋楚人圍陳納頓子于頓」とだけある。なお、徐疏に「今此衛朔之事 去年已書伐衛 訖今復別言入」とある。

團纂辭也

⑬ 上で、王をはばかって、「納」と言えなかったから、(ここで)さらに纂辭〔纂奪したという表現〕に従って「入」を書いたのである。ずば

り「篡」と言わないのは、事件には各々、本「内實」があるからである。(つまり)殺して立った場合には、當國の辭「國君に匹敵したという表現」によって言うことはせず、殺さずに立った場合には、當國の辭によって言い、國人が立てた場合には、「立」と言い、他國が立てた場合には、「納」と言い、外からの場合には、「入」と言い、諸侯の助力があつた場合には、「自」という表現を加えるのである。公子留が出奔したことを書いていないのは、天子は本來、衛を絶つべきであつて、公子留を立ててはいけない、からであり、それに因つて、天子のために、微弱であることを諱んだのである。

〔附注の「上辟王不得言納」については、五年の傳文に「曷爲不言納衛侯朔 辟王也」とあるのを参照。

注の「當國之辭」については、九年の傳文に「曷爲以國氏 當國也」とあるのを参照。

注の「國人立之曰立」については、隱公四年に「多十有二月衛人立 晉」とあるのを参照。

注の「諸侯有屬託力 加自文也」については、昭公元年に「秋莒去疾 自齊入于莒」とあり、同十三年に「夏四月楚公子比 自晉歸于楚」とあるのを参照。なお、昭公十三年の穀梁傳文に「自晉 晉有奉焉爾」とある。

注の「不當復立公子留」については、三年の注に「天子新立衛公子 留」とあるのを参照。

經秋公至自伐衛

傳曷爲或言致會 或言致伐

得意致會

④ 伐つた國が服したため、兵は解かれ國は安泰であるから、もはや、兵が何をしてきたかは記録せず、本會の時だけを重んじるのである。

傳不得意致伐

④ 伐つた國が服さなかつたため、兵はまた用いるかもしれず、國家は(まだ)危険であるから、(兵が)何をしてきたかを重んじて記録するのである。これは、公と二國以上との場合をいっているのである。

公と一國との場合、及び、公だけが兵を出て兵を用いた場合には、意を得れば「自分の望みどおりになれば」、もどつたことをいわず、意を得なければ、「伐」からもどつたとする。公と二國以上とが出て會盟した場合には、意を得れば、「會」からもどつたとし、意を得なければ、もどつたことをいわない。公と一國とが出て會盟した場合には、意を得れば、某地からもどつたとし、意を得なければ、もどつたことをいわない。(「至」には)いづれもみな、例として、時をいう。

傳衛侯朔入于衛 何以致伐

④ 意を得たから。

傳不敢勝天子也

④ 上の「辟王」「五年傳文」と同義である。長い間かかったのに、月をいっていないのは、天子を伐つことを許さないから、(公の)ために危んで詳録することをしなかつたのである。



〔傳〕僖公四年に「八月公至自伐楚」とあり、注に「月者 凡公出滿二時 月危公之久」とあるのを参照。

〔經〕

④これより先に、衛を伐つて朔を納め、兵が四時を經過してようやくもどり、(そのため)民が煩わされた、ことが生んだものである。

〔經〕多齊人來歸衛寶

〔傳〕此衛寶也 則齊人曷爲來歸之

衛人歸之也

④「人」を稱するのは、共國の辭〔兩國を兼ねる表現〕である、から。

〔傳〕隱公六年の注に「此傳發者 解鄭稱人爲共國辭」とあるのを参照。

〔傳〕衛人歸之 則其稱齊人何 讓乎我也 其讓乎我奈何

齊侯曰 此非寡人之力 魯侯之力也

④この時、朔は國を得た後に、人をやって齊に賂をおくったのだが、齊侯は、功績を魯の方に歸着させ、衛人に寶を持って(魯に)来るようにさせたのである。本來、賂を義とするわけではないけれども、齊は、讓によって悪が除かれるから、ほめて、その事を示したのである。そもそもこの記事を書いたのは、魯が(天子の)命を犯し、さらに利を貪った、ことを、非常に悪んでである。大惡としないのは、朔を納めたのは、本來、賂をもらったために行ったことではなく、事が終わった後で謝禮を受けたに過ぎない、からである。「寶」は、玉物の總稱である。

〔傳〕注の「不爲大惡」については、徐疏に「所傳聞之世 内大惡諱之 今此書見 故知不爲大惡矣」とある。

注の「寶者玉物之凡名」については、定公八年の傳文に「寶者何 璋判白 弓繡質 龜青純」とあるのを参照。

〔莊公七年〕

〔經〕七年春夫人姜氏會齊侯于防

〔經〕夏四月辛卯夜恒星不見 夜中星實如雨

〔傳〕恒星者何 列星也

④「恒」は、常である。常にきまった時にならないで現われるのである。

〔傳〕列星不見 則何以知夜之中

星反也

④「反」とは、星がもとの位置にもどったのである。

〔傳〕下の傳文に「雨星不及地尺而復」とあるのを参照。

なお、校勘記に従って、傳文の「何」の上に、「則」を補う。

〔傳〕如雨者何 如雨者非雨也 非雨則曷爲謂之如雨

不脩春秋曰 雨星不及地尺而復

④「不脩春秋」とは、史記のことをいう。昔、史記のことを「春秋」とよんだのである。

〔傳〕君子脩之曰 星實如雨

④その状態が雨に似ていただけであるから、「雨星」とは言えない、と

いうことを明らかにしたのである。「尺」と言っていないのは、<sup>實</sup>實ちれば（それだけで）異變であるから、尺寸までは記録しなかったのである。

④『論衡』藝增篇に「如雨者 如雨狀也 山氣爲雲 上不及天 下而爲雨 星隕不及地 上復在天 故曰如雨 孔子正言也 夫星實或時至地 或時不能 尺丈之數難審也 史記言尺 亦似太甚矣 夫地有樓臺山陵 安得言尺 孔子言如雨 得其實矣」とあるのを参照。

⑤何以書 記異也

⑥列星は、天の常宿で、（天の）度を分擔して守るものであり、諸侯の象である。周正の四月は、夏正の二月にあたり、日没時に、參・伐・狼・注の宿が現われるはずである。參・伐は斬りつくして義を立てることをつかさどり、狼・注は衡平を保持することをつかさどる。これらがみな消えてしまうのは、法度が廢絶し、威信が衰微する、ことの象である。（つまり）この時、天子は微弱で、衛侯朔を誅することが出来なかったが、この後、そのまま政を失い、諸侯が背叛し、王室は日ごとに卑微になるのである。星が<sup>實</sup>實ちて地には達せず、夜の眞中に星がもどった、ということは、房・心……虚・危……「?」、ということであり、房・心は天子の明堂であって、布政の宮であり、虚・危は齊の分野であるから、（つまり）後に齊の桓公が霸を行い、陽穀の會「僖公三年」において、王事が達成されることになるのである。

⑦注の「參伐主斬艾立義」については、『史記』天官書〈正義〉に引く『春秋運斗樞』に「參伐主斬艾」とあるのを参照。

注の「失其正」の「正」は、按勘記に従って、「政」に改める。

注の「房心見其虚危斗」は、句作りも、意味も、よくわからない。

注の「房心 天子明堂 布政之宮也」については、『周禮』大司樂の疏に引く『春秋緯文耀鉤』に「房心爲天帝之明堂 布政之所出」とあるのを参照。

注の「虚危 齊分」については、『史記』天官書に「燕齊之疆 侯在辰星 占於虚危」とあるのを参照。

なお、注の全般については、『漢書』五行志下之下に「董仲舒劉向以爲常星二十八宿者 人君之象也 衆星 萬民之類也 列宿不見 象諸侯微也 衆星隕墜 民失其所也 夜中者 爲中國也 不及地而復 象齊桓起而救存之也 鄉亡桓公 星遂至地 中國其長絶矣」とあるのを参照。

⑧秋大水

⑨無麥苗

⑩無麥苗 則曷爲先言無麥而後言無苗

⑪「苗」は、禾「いね」である。生まれたばかりのを「苗」といい、成長したのを「禾」という。この時、苗は（まだ）弱く、麥は（すでに）強かったところに、ともに水災に遇ったため、苗の方が先に亡ぶはずである、から。

⑫注の「生日苗 秀曰禾」については、『初學記』卷二十七他に引く『春秋說題辭』に「粟五變 以陽化生爲苗 秀爲禾云」とあるのを

参照。

團一災不書 待無麥 然後書無苗

⑤君子は、一つの過ちによっては人を責めない、ということ明らかにしたのである。「水」「旱」「螟」「螽」は、いづれもみな、二穀を傷つけてはじめて、書く。ただし、穀名までは書かない。麥・苗についてだけ、穀名まで書くのは、民の食は最も重大だからである。

⑥注の「明君子不以一過責人」については、徐疏に「謂災傷五穀者皆人行致之故也」とある。

注の「水旱螟螽皆以傷二穀乃書」については、桓公元年の注に「災傷二穀以上書災也」とあるのを参照。

團何以書 記災也

⑦これより先に、莊公が衛を伐つて朔を納め、兵を用いるのに年を踰え、夫人がたびたび外出して淫佚し、(そのため)民が怨んだ、ことが生んだ結果である。

⑧『漢書』五行志上に「董仲舒劉向以爲嚴母文姜與兄齊襄公淫 共殺桓

公 嚴釋父讐 復取齊女 未入 先與之淫 一年再出 會於道逆亂

臣下賤之之應也」とあるのを参照。

⑨冬夫人姜氏會齊侯于穀

〔莊公八年〕

⑩八年春王正月師次于郎以俟陳人蔡人

團次不言侯 此其言侯何

⑪團で次して屈完を俟った場合には、「侯」を書いていない、から。

⑫僖公四年に「遂伐楚次于陘」とあり、傳に「其言次于陘何 有侯也

孰俟 俟屈完也」とある。

團託不得已也

⑬師を興こしたのは、本来、下で盛を滅すためであった。陳・蔡がたまたま魯といっしょに衛を伐ち、同志であり、しかも、(齊・宋とちがって)國が遠かったから、このことを利用して、同姓を滅したことを諱み、二國を待つことに假託して、留まったという表現をなしたのであり、主として、下で「及」と言っていること(の意味があらわになるの)を避けるため(の手立て)である。「以」(の字)を加えているのは、(假託ではなくて)實際に俟ったことになるのを避けたのである。陳・蔡が「人」を稱しているのは、外國としての表現に従って畧し、「人」を稱して微者扱いたのである。

⑭注の「陳蔡屬與魯伐衛」については、五年に「冬公會齊人宋人陳人蔡人伐衛」とあるのを参照。

注の「同心人國遠」の「人」は、諸本に従って、「又」に改める。

注の「主所以辟下言及也」については、下に「夏師及齊師圍成」とあり、注に「言及者 起魯實欲滅之」とあるのを参照。なお、隱公元年の傳文に「及猶汲汲也(中畧)及 我欲之」とある。

⑮甲午祠兵

⑯祠兵者何 出曰祠兵

⑤ 禮では、兵は無意味には使わない。だから、兵を出そうとするとき、必ず、近郊で祠を行い、兵をならべて戦を習わせ、牲を殺して士卒を饗應するのである。

團入曰振旅

⑥ 五百人を「旅」という。

⑦ 『周禮』司馬に「五百人為旅」とある。

團其禮一也 皆習戰也

⑧ 祠兵と禮が同一である、ということである。出ようとするときは、(戰を)習わせないかにまぎらわしくはないから、祠兵という言い方をし、入ろうとするときは、それをやめるかにまぎらわしいから、士衆を振訊する「ふるいたたせる」という言い方をするのであり、(實は)互いに意味を示し合っている「互いに、他方の意味をも含んでいる」。祠兵のときは、壯者が前にいる。難が前にあるからである。振旅のときは、壯者が後にいる。長幼(の序)を(正に)もどし、かつ、後を守るためである。

⑨ 注の「互相見」については、『義疏』に「互見者 兵出振訊士衆 兵入應祠饗也」とあるのを参照。

注の後半については、『爾雅』釋天に「出爲治兵 尙威武也 入爲振旅 反尊卑也」とあり、『詩』小雅〈采芑〉の毛傳に「入曰振旅 復長幼也」とあるのを参照。

團何言乎祠兵

⑩ (普通は)書かないから。

團爲久也

⑪ 長いあいだ留まったという表現をなしたのである。

團曷爲爲久

⑫ 長葛を取った場合には、長い間かかったとして(非難して)いる、から。

⑬ 隱公六年に「冬宋人取長葛」とあり、傳に「外取邑不書 此何以書久也」とある。なお、同五年に「宋人伐鄭圍長葛」とある。

團吾將以甲午之日 然後祠兵於是

⑭ 諱んで、長いあいだ留まったという表現をなし、同姓を滅そうとする意志など無かった、かのようにしたのであり、同時に、竟を出たことを示して、盛〔成〕が内〔魯〕の邑ではないことを明らかにしたのである。

經夏師及齊師圍成 成降于齊師

團成者何 盛也

⑮ 上に「祠兵」があり、下に「盛伯來奔」がある、から。

⑯ 文公十二年に「春王正月盛伯來奔」とあり、傳に「盛伯者何 失地之君也 何以不名 兄弟辭也」とある。

團盛則曷爲謂之成 諱滅同姓也

⑰ 魯に成邑があり、同聲という點で似ているから、このように言ったのである。

⑱ 定公十二年に「十有二月公圍成 公至自圍成」とあり、注に「成 仲

孫氏邑」とあるのを参照。

團曷爲不言降吾師

㊦宋で戦った場合には、(宋が)鄭に歸服したとは言っていない、から。

㊦桓公十二年に「十有二月及鄭師伐宋 丁未戰于宋」とある。なお、徐

疏によると、注の「歸」を「敗」に作る本があったようであり、徐疏

はこれを誤りとしているが、實は、桓公十二年の戦では、敗れたのは、

魯・鄭であるから、「敗」に作る方が正しいかもしれない。ちなみに、

「不言敗鄭」ならば、——單に鄭を敗ったとは言っていない、つまり、

「戰」という表現で、魯を敗ったこともいっている——というような

意味になるであろう【『義疏』を参照】。

團辟之也

㊦同姓を滅したことになるのを避けたのである。「圍」と言っているの

は、魯は圍んだだけでたち去り、成がその後で齊師に降<sup>くだ</sup>った、かのよ

うにしたのである。「降」は、自分から伏するという表現であり、專

一に齊に歸服したということである。「及」と言っているのは、魯が

實は滅そうとしていたことを示したのである。月をいっていないのは、

諱む表現に順ったのである。盛伯が出奔したことを書いていないのは、

深く諱んだのである。

㊦注の「自從後」は、句作りがはっきりしない。

㊦注の「言及者云云」については、隱公元年の傳文に「及猶汲汲也(中

畧)及 我欲之」とあるのを参照。

㊦注の「不月者云云」については、徐疏に「凡滅例月」とある。

注の「不書盛伯云云」については、十年に「冬十月齊師滅譚 譚子奔、莒」とあるのを参照。

經秋師還

團還者何 善辭也 此滅同姓 何善爾

病之也

㊦罷病(してもどったの)を慰勞したのである。

團曰師病矣 曷爲病之

㊦師が出れば、罷病するにきまっている、から。どうして、ここだけ慰

勞するのか。

㊦注の「据」は、全體にかけて讀むべきかもしれない【?】。

團非師之罪也

㊦君が使ったのだから、(責任の)重點は君の方にある、ということ

明らかにしたのであり、同時に、師自身が汲汲としたわけではない、

ということを解説したのである。

經冬十有一月癸未齊無知弒其君諸兒

㊦「諸兒」は、襄公である。「無知」は、公子夷仲年の子で、襄公の從

弟である。

〔莊公九年〕

經九年春齊人殺無知

經公及齊大夫盟于暨

團公曷爲與大夫盟

⑨高侯と盟った場合には、諱んで、「公」を言っていない、から。

⑩二十二年に「秋七月丙申及齊高侯盟于防」とあり、傳に「齊高侯者何

貴大夫也 曷爲就吾微者而盟 公也 公則曷爲不言公 諱與大夫盟也」とある。

團齊無君也

然則何以不名

⑪高侯には名をいっているから。

團爲其諱與大夫盟也 使若衆然

⑫鄰國の臣は、わが臣と同じであり、君は臣に對して、従うよう告げ、

行うよう命ずるべきであるのに、かえって、血を敵って誓いを結んだ。だから、諱んで、齊の諸大夫全員（の参加）を得て約束したのだから、（恥は）輕微である「苟」、かのように表現したのである。月をいっていないのは、次のようなわけである。——この時、齊では、

無知の亂のために、小白が莒に奔り、子糾が魯に奔った。（無知を討ちとつた後）齊は子糾を迎えて立てようとしたが、魯は許さず「or わたさず」、齊と盟った。齊が、このため、更めて小白を迎えようとする、（魯は）今度は、齊を伐つて、子糾を納めようとし、（結局）納めることが出来なかった。——以上のようなわけで、深く諱んで、

（盟が）信であったかのようにしたのである。もどつたことをいわないのは、魯地だからである。子糾が出奔したことを書いていないのは、

本來、命をうけて後嗣になってはおらず、賤しいから、記録しなかったのである。

⑬注の「愈」は、意味がよくわからない。「義疏」には「較與一二大夫

盟 恥少殺」とある。なお、六年三月の餉を参照。

注の「齊迎子糾云云」については、下の「夏公伐齊納糾」の穀梁傳文に「當可納而不納 齊變而後伐」とあるのを参照。また、下の「齊小白入于齊」の孔疏に「賈服以爲 齊大夫來迎子糾 公不亟遣而盟以要之 齊人歸迎小白」とあるのを参照。

注の「使若信者也」については、隱公元年の注に「君大夫盟例曰、惡不信也 此月者（中畧）故爲小信辭也 大信者時」とあるのを参照。

經夏公伐齊納糾

團納者何 入辭也

其言伐之何

⑭（文公十四年には）「晉人納接菑于邾婁」と（だけ）あって、「伐」とは言っていない、から。

團伐而言納者 猶不能納也

⑮「伐」は、國に入ったという表現ではないから、このように言ったのである。

團糾者何 公子糾也

何以不稱公子

⑯下で「子糾」と言っていることから、國君に匹敵したのではないこと

がわかるため、本来、國をとり去って、(魯侯に)ともなわれたことを示し、「公子糾」と言うべきである。「公子」までとり去る必要はない、から。

附注の「下言子糾 知非當國」については、下に「九月齊人取子糾殺之」とあり、傳に「其稱子糾何 貴也 其貴奈何 宜爲君者也」とある。なお、「當國」については、下の傳文に「曷爲以國氏 當國也」とある。

注の「去國見挈」については、桓公十一年に「突歸于鄭」とあり、傳に「突何以名 挈乎祭仲也」とあり、注に「挈猶提挈也」とあるのを参照。

#### 團君前臣名也

⑨《春秋》は、嫌疑「疑わしくまぎらわしい點」をはっきりさせるものであり、(この場合は)齊の君のために(のみ)すべきであって、魯の君の前では臣とはならない、かにまぎらわしいからである。禮では、公子は、國を去って異國の臣となることは出来ないから、「公子」をとり去って、魯の臣となったことを示したのである。「納」についてもどったことをいわないのは、「伐」と言っているため、意を得たか否か、おのずとわかる「意を得なかったことが明らかである」、からであり、「遇」「弗遇」の例と同じである。月をいっていないのは、纂(奪者)を納めたという表現ではないからである。

附注の「春秋別嫌疑」については、『春秋繁露』十指篇に「別嫌疑異同類 一指也」とあるのを参照。

注の「納不致者云云」については、上の傳文に「伐而言納者 猶不能納也」とあるのを参照。また、六年の注に「公與一國 及獨出用兵 得意不致 不得意致伐」とあるのを参照。

注の「猶遇弗遇例也」については、隱公四年に「夏公及宋公遇于清」とあり、桓公十年に「秋公會衛侯于桃丘 弗遇」とあるのを参照。また、六年の注に「公與一國出會盟 得意致地 不得意不致」とあるのを参照。

注の「不月者云云」については、隱公四年の注に「大國纂例月」とあるのを参照。

#### 經齊小白入于齊

#### 團曷爲以國氏

⑩宋の公子池が陳から蕭に入った場合には、「公子」を氏としている、から。

附定公十一年に「春宋公之弟辰及仲佗石彊公子池自陳入于蕭以叛」とある。なお、注の「地」は、經の原文に従って、「池」に改める。

#### 團當國也

⑪國君に匹敵したから、まず「？」國を氏としたのである。月をいっていないのは、惡を魯に移したのである。

附注の「先」は、意味がはっきりしない。「入」と言うのに先んじて、の意か「？」。

注の「不月者云云」については、隱公四年の注に「大國纂例月」とあ

るのを参照。

團其言入何 纂辭也

經秋七月丁酉葬齊襄公

經八月庚申及齊師戰于乾時 我師敗績

團內不言敗 此其言敗何

② 郎の戦の例があるから。

③ 桓公十年に「冬十有二月丙午齊侯衛侯鄭伯來戰于郎」とあり、傳に

「此偏戰也 何以不言師敗績 內不言戰 言戰乃敗矣」とある。

團伐敗也

④ 伐、つて、敗れたことを自ら誇ったのである。

⑤ 何休は、傳文の「伐」を、文字どおり「うつ」の意に解し、誇るを補

って傳文を解しているようである。「？」が、「伐」自體を誇るの意に

解するべきであろう。

團曷爲伐敗

⑥ 內「魯」には「敗績」と言わないから。どうして、伐って敗れたこと

を自ら誇るのか。

⑦ 傳注の「据」は、全體にかけて讀むべきかもしれない。「？」。

團復讎也

⑧ 復讎は死敗を榮譽とするから、記録したのである。齊の襄公を高とし、

仇牧を賢としているのが、その例である。

⑨ 「齊襄」については、四年の傳文を、「仇牧」については、十二年の

傳文を、それぞれ参照。

團此復讎乎大國 曷爲使微者

⑩ 子糾を納めようとした時でさえ、公は自分で行っている、から。(な

お)もし大夫ならば、名氏があるはずである(から、「微者」と言っ

ているのである)。

⑪ 傳上に「夏公伐齊納糾」とある。

團公也

⑫ 上の根拠から、公であったことがわかる。

團公則曷爲不言公 不與公復讎也

曷爲不與公復讎

⑬ 讎と狩をしたことを諱んでいるから。

⑭ 四年に「冬公及齊人狩于郟」とあり、傳に「公曷爲與微者狩 齊侯也

齊侯則其稱人何 諱與讎狩也」とある。

團復讎者在下也

⑮ この時、實は、(公は)子糾を納めることが出来なかったために齊を

伐とうとしたのだが、諸大夫が復讎を名目に伐った方がよいと言った

ので、復讎を名目に伐ったのである。(つまり)至誠の心によるもの

ではなかったから、許さないのである。「敗(績)」を書いているのは、

義戦に假託したことを示したのである。もどったことをいわないのは、

敗れたという表現があつて、意を得たか否か、おのずとわかる例だか

らである。

⑯ 傳注の「不致者云云」については、六年の注に「公與一國 及獨出用兵



得意不致 不得意致伐」とあるのを参照。

經九月齊人取子糾殺之

團其言取之何

④ (宣公十一年には)「楚人殺陳夏徵舒」と(だけ)あって、「取」を言  
っておらず、(昭公四年には)「執齊慶封殺之」とあって、「執」と言  
っている、から。

團校勘記に従って、傳文に「言」を補う。

團内辭也 脅我使我殺之也

④下に「浚洙」とあることから、脅したことがわかる。「人」を稱する  
のは共國の辭「兩國を兼ね(て貶す)る表現」であることから、魯に  
殺されたことがわかる。この時、小白は國を得て、鮑叔牙と國政を圖  
った。そのため、鮑叔は管仲と召忽を推薦して言った「あの國に賢者  
を得させれば、わが國の患いとなります」と。そこで、魯を脅して子  
糾を殺させ、管仲と召忽の身柄を要求することにした。魯は恐れて子  
糾を殺し、管仲を歸し、召忽は殉死した。だから、深く諱んで、齊が  
自分で取って殺した、かのように表現したのである。

④注の「時小白得國云云」については、『史記』齊太公世家に「秋與魯  
戰于乾時 魯兵敗走 齊兵掩絕魯歸道 齊遺魯書曰 子糾兄弟 弗忍  
誅 請魯自殺之 召忽管仲讎也 請得而甘心醢之 不然 將圍魯 魯  
人患之 遂殺子糾于笙瀆 召忽自殺 管仲請囚 桓公之立 發兵攻魯  
心欲殺管仲 鮑叔牙曰 臣幸得從君 君竟以立 君之尊 臣無以增

君 君將治齊 卽高侯與叔牙足也 君且欲霸王 非管夷吾不可 夷吾  
所居國重 不可失也 於是桓公從之 乃詳爲召管仲欲甘心 實欲用  
之 管仲知之 故請往」とあるのを参照。

團其稱子糾何

④ (詞として) 立ってはいないから。

團貴也 其貴奈何

宜爲君者也

④ 「君が薨すれば『子某』と稱する」「三十二年傳文」という例に従っ  
て言っているのは、君となるべきであった、ということ著わし、魯  
は齊のために殺したから、いづれも弑君の罪を蒙るべきである、とい  
うことを明らかにしたのであり、同時に、上の「納」で(單に)「糾」  
と言っているのも、篡(奪)ではない、ということ解説したのであ  
る。嫌疑「疑わしくまぎらわしい點」をはっきりさせるため(の手立  
て)である。月をいっているのは、未踰年の君の例に従ったのである。  
そもそもこの記事を書いたのは、齊が取ったという點からである「齊  
を罪責するためである」。

④注の最初の「故」は、意味がよくわからない。單なる句首の助字で、  
格別の意味はないのか「?」。あるいは、ことさらの意か「?」。

注の「月者從未踰年君例」については、僖公九年の注に「弑未踰年君  
例當月」とあるのを参照。

團多浚洙

團洙者何 水也

⑤「浚」と言っているから。

團浚之者何 深之也

曷爲深之

⑥本来、人力でなすことではない、から。

團畏齊也

⑦洙（水）は、魯の北にあって、齊が入って来る所である。

團曷爲畏齊也

⑧伐って敗れた（ことを自ら誇っている）から。

⑨上の傳文に「伐敗也」とあり、注に「自誇大其伐而取敗」とある。

團辭殺子糾也

⑩（實は）この時、魯は新たに（齊に）脅され、（そのため）齊を畏れて洙（水）を浚ったのだが、（これでは、あまりにも）微弱で、恥が大きいから、諱んで、（魯が）子糾を殺すことを、ことわったので、齊が自分で取って殺し、（そのため、魯が）齊の怒りを畏れて備えをした、かのように表現したのであり、上の脅迫をはっきりさせるため（の手立て）である。

⑪注の「亦所以起上脅也」については、上の注に「以下浚洙 知其脅也」とあるのを参照。なお、「亦」は、ニュアンスがよくわからない。何休は、傳文の「辭」を、ことわるの意に解しているが、俞樾『平議』に従って、いいわけ（を）するの意に解するべきであろう。なお、宣公四年の傳文に「辭取向也」とあり、注に「爲公取向作辭也」とあ

るのを参照。

なお、傳文の「役」は、校勘記に従って、「殺」に改める。

### 〔莊公十年〕

經十年春王正月公敗齊師于長勺

經二月公侵宋

團曷爲或言侵 或言伐

曷者曰侵

⑫「曷」は、曷（粗雑）である。兵をひきいて竟に至り、罪過を理由に侵責し、服従すれば、兵を引いてたち去る、のであり、心の用い方が未だ粗雑なのである。

團精者曰伐

⑬「精」は、精密と同じである。侵責しても服従しない場合に、兵を推して竟をこえ、深く伐撃する、のであり、心の用い方がやや精密なのである。

團戰不言伐

⑭「戰」の方をとり擧げて重大であるとするのであり、黎の戰「？」が、その例である。武器を交えて血を流しあうのを「戰」という。

⑮齊召南『注疏考證』は、注の「黎」を、「來」の誤りではないかと疑っている。ちなみに、桓公十年に「冬十有二月丙午齊侯衛侯鄭伯來戰、于郎」とある。

團圍不言戰

④「圍」の方をとり擧げて重大であるとするのであり、(宣公十二年に)「楚子圍鄭」とあるのが、その例である。兵で城を守るのを「圍」という。

團入不言圍

⑤「入」の方をとり擧げて重大であるとするのであり、(僖公二十八年に)「晉侯入曹執曹伯」とあるのが、その例である。(その國を)得たのち、(そこに)居すわらないのを、「入」という。

附隠公二年の傳文に「入者何 得而不居也」とある。

團滅不言入

⑥「滅」の方をとり擧げて重大であるとするのであり、(襄公六年に)「齊(侯)滅萊」とあるのが、その例である。その國を取るのを「滅」という。

團書其重者也

⑦重大な方によって罪責すべきことを明らかにしたのであり、律に「一人に複數の罪があれば、最も重大なものによってさばく」とあるのと同じである。月をいっているのは、北は強力な齊の兵を敗り、南は強力な宋を侵し、南北に兵難があり、大國相手に二重に禍いを引き起こしたから、危んだのである。

附注の後半については、穀梁傳文に「侵時 此其月何也 乃深其怨於齊

又退侵宋以衆其敵 惡之 故謹而月之」とあるのを参照。

經三月宋人遷宿

團遷之者何 不通也

⑧遷った(先の)地をいっていないから。

團以地還之也

⑨「還」は、繞「とりかこむ」であり、上の「不通」を解説したのである。通じなくしたのに、かえって「遷」としているのは、宋は本來、宿の君を遷してその國を取ろうとしたのだが、宿が同意しないかもしれなかったので、宋はあらかじめ疑ってかかり、まず、まわりの土地をぐるりと取って、四方に通じることが出来ないようにし、(そのため)宿は困窮し、遷らせてくれるよう宋にたのんだから、「遷」と言えるのである。

團子沈子曰 不通者 蓋因而臣之也

⑩宋が「人」を稱しているからである。(つまり)宿が四方に通じることが出来なくなったため、宿の君は遷り、宋はそのまま臣にして所有したのであり、兵によって攻め取ったのではないから、國の辭「國の全員という表現」に従って「人」を稱したのである。月をいっているのは、王の封土を遷し取ったため、人を滅したのと同罪だからである。(この記事を)書いたのは、宋は、人を滅した罪を蒙るべきであり、宿は、社稷に殉ずることが出来なかったため、絶つべきである、からである。(ただし)主眼は、宋の方にある。

附注の「故從國辭稱人也」については、徐疏に「端拱取宿 不煩兵武

人人皆欲 故以國辭稱人矣」とある。

注の「月者云云」については、僖公元年の注に「遷例 大國月 重煩 勞也 小國時」とあるのを参照。

經夏六月齊師宋師次于郎 公敗宋師于乘丘

團其言次于郎何

⑩(哀公十一年には)「齊國書(帥師)伐我」とあって、「次」とは言っておらず、(また)「敗」には「乘丘」と言っている、から。

⑪注の「敗不言乘丘」の「不」は、徐疏によって、衍文とみる。

團伐也

⑫この時、魯を伐ったから、「次」を書いたのである。「郎」は、魯地である。

團伐則其言次何

⑬(哀公十一年には)「齊國書(帥師)伐我」とあって、「次」とは言っていない、から。

團齊與伐而不與戰 故言伐也

⑭ここは、「伐」と言うはずであるわけをいっただのである。(つまり)齊が伐に参加して戦に参加しなかったのなら、伐兵「？」は成立するか、ら、「伐」と言うはずである、ということである。

⑮注の「敗」は、按勘記に従って、「故」に改める。

團我能敗之 故言次也

⑯ここは、「伐」と言わずに「次」と言うわけを解説したのである。(つまり)二國が止次しただけで、伐を完うしないうちに、魯が宋の師を

敗り、齊の師がひきあげたから、「伐」と言わずに「次」と言う、ということである。明らかに、國君は強くなければならず、折衝「外交のかけひき」は遠くでしななければならないのに、魯は微弱で、深く、近邑まで侵犯されたが、速やかに勝つことが出来たから、このように言ったのである。内「魯」を強くし、かつ、臣子は、君父のよい點に順い、悪い點を正すべきである、ということを明らかにする、ため(の手立て)である。

⑰注の「二國纔止次云云」については、左氏傳文に「夏六月齊師宋師次于郎 公子偃曰 宋師不整 可敗也 宋敗 齊必還 請擊之 公弗許 自雩門竊出 蒙臯比而先犯之 公從之 大敗宋師于乘丘 齊師乃還」とあるのを参照。

⑱注の「折衝當遠」については、『淮南子』説山訓に「故國有賢君 折衝萬里」とあり、注に「衝 兵車 所以衝突敵城也 言賢君德不可伐 故能折於遠敵之衝車於千里之外 使敵不敢至也」とあるのを参照。

⑲注の「臣子當將順云云」については、『孝經』事君章に「子曰 君子之事上也 進思盡忠 退思補過 將順其美 匡救其惡 故上下能相親也」とあるのを参照。

⑳經秋九月荆敗蔡師于莘 以蔡侯獻舞歸

團荆者何 州名也

㉑「州」とは、九州、つまり、冀・兗・青・徐・揚・荆・豫・梁・雍をいう。

附徐疏に「何氏此注九州之名及次第 皆依禹貢之州界」とある。

團州不若國 國不若氏 氏不若人 人不若名 名不若字

⑤ いづれもみな、精なる方を取って詳録するのである。

團字不若子

⑥ 爵は最も尊い。《春秋》は行事「往行の成事」に假託して王法をあらわすものであるが、聖人の文章表現はひかえめであるから、善をほめ悪をにくむにしても、その罪をあらさまに言うことは出来ない。

(そこで) 周にもともと、爵を奪って國・氏・人・名・字を稱するといふきまりがある、のを利用して、それに州を加え、七つの等級を備えて、進退するのであり、(普通の) 記録者が人の姓名を書くのと(外見上) かわりない。(つまり)「(かりに) 主人が經の読み方を習い、その解釋をきいたとしても、自分に罪があることに気づかない」「(定公元年傳文) といったような類である。

附注の「七等」については、徐疏に引く『說題辭』に「北斗七星有政 春秋亦以七等宣化」とあり、『運斗樞』に「春秋設七等之文 以貶絶録行 應斗屈伸」とある。なお、原目疏に引く何休『文證例』に「七等者 州國氏人名字是也」とあるのも参照。

注の「若自」は、連文として讀む。

團蔡侯獻舞何以名

⑦ (僖公十五年には)「獲晉侯」とあって、名をいっていない、から。

團絶 曷爲絶之

⑧ 晉侯の場合には、名をいって絶つことはしていない、から。

團獲也

⑨ 「獲」は、得である。戦って、敵に得られるのである。獻舞には「獲」を言っていないから、名をいって、そのことを示したのである。

團曷爲不言其獲

⑩ 晉侯には「獲」を言っているから。

團不與夷狄之獲中國也

⑪ 凡伯の場合「隱公七年」と同義である。「夷狄」とは、楚のことをいう。「楚」と言わずに「荆」と言っているのは、楚は強力で、しかも、中國に近いから、いづきに(進めておいて)責めると、(中國に)大きな害をあたえる恐れがあるから、じょじょに進めることにし、(まづは)七等の最下級から始めたのである。

附注の「與凡伯同義」については、隱公七年の傳文に「不與夷狄之執中國也」とあり、注に「中國者禮義之國也 執者治文也 君子不使無禮義制治有禮義 故絶不言執 正之言伐也」とあるのを参照。

注の「卒暴責之 則恐爲害深」については、徐疏に「若先得貴名而後退之 則恐害於諸夏」とある。

團冬十月齊師滅譚 譚子奔莒

團何以不言出

⑫ 衛侯の場合には「出奔」とあるから。

附僖公二十八年に「衛侯出奔楚」とあり、襄公十四年に「己未衛侯行出奔齊」とある。

團國已滅矣 無所出也

㊦ 國があつて出奔した場合と區別したのである。孔子が言っている「君子は、言葉に關して、いいかげんにはしない」〔論語〕子路篇」と。

月をいっているのは、位に殉じなかつたことを惡んでである。

附注の「月者云云」については、昭公二十一年の注に「大國奔例月」とあり、成公十二年の注に「不月者小國也」とあるのを参照。また、襄公六年の傳文に「國滅君死之 正也」とあるのを参照。